

平成22年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目 次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2	法人の組織	3
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	4
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成23年3月31日）	
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況	4
8	職員の状況	5
III	中期目標・中期計画・年度計画	6
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	6
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
(2)	業務運営の効率化に関する事項	6
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7
2	平成22年度日本司法支援センター年度計画	7
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	7
(2)	業務運営の効率化に関する事項	8
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	8

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV	平成22年度の事業概要	10
1	総括	10
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	10
(2)	地方協議会の開催	10
(3)	常勤弁護士の確保	10
	【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧	
	【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）	
(4)	コンプライアンス体制の整備状況	10
	【資料6】法テラス運営理念	
2	各業務	11
(1)	情報提供業務	11
	ア コールセンターにおける情報提供	11
	【資料7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料8】平成22年度情報提供件数の推移	
	イ 地方事務所における情報提供	11
	【資料7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料8】平成22年度情報提供件数の推移	
	ウ ホームページ等による情報提供	11
	エ 関係機関との連携・協力関係強化	11
	オ 東日本大震災に対する対応	11
(2)	民事法律扶助業務	12
	ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	12
	【資料7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料9】援助申込み状況	
	【資料10】援助決定件数等状況	
	【資料10-1】代理援助事件の事件別内訳	
	【資料10-2】書類作成援助事件の事件別内訳	
	イ 契約弁護士・司法書士数	12
	【資料7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料11】契約弁護士数	
	【資料12】契約司法書士数	
	ウ 立替金等の状況	12
(3)	国選弁護等関連業務	13
	ア 受理件数	13
	【資料7】日本司法支援センター業務実績	

1	利用者からの苦情等の取扱い	18
2	業務改善の取組	19
ウ	効率的で効果的な業務運営	19
1	組織運営理念の作成（コスト意識に関する条項の策定）	19
2	業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）	19
②	支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	20
1	効率性の観点を踏まえた効果的な広報の実施	20
2	広報効果の高い媒体を活用した効果的な広報の実施	20
3	マスコミへの積極的な情報発信と関係機関との更なる連携強化 策の展開	21
	【資料19】平成22年度本部プレスリリース実施一覧	
4	認知度調査の実施	22
	【資料20】広報活動関連資料	
(2)	組織の基盤整備等	22
①	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	22
ア	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保	22
1	契約弁護士・司法書士の確保	22
	【資料9】援助申込み状況	
	【資料10】援助決定件数等状況	
	【資料11】契約弁護士数	
	【資料12】契約司法書士数	
	【資料21】最近5年間の援助決定件数の推移	
2	常勤弁護士の配置等	23
	【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）	
	【資料22】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧	
1	説明会等の実施	23
2	契約弁護士の確保	24
	【資料14】国選弁護人契約弁護士数の推移	
	【資料15】国選付添人契約弁護士数の推移	
	【資料23】国選弁護事件受理件数（被疑者）	
	【資料24】国選弁護事件受理件数（被告人）	
1	就職説明会	24
	【資料25】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
2	選択型実務修習、エクスターンシップ	24
	【資料26】平成22年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
	【資料27】平成22年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
3	中堅弁護士の確保	25
4	シンポジウムの開催	25

	【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧	
	【資料28】シンポジウムチラシ	
1	被害者参加弁護士確保の取組	25
2	契約弁護士の確保	26
	【資料29】被害者参加弁護士契約弁護士数、犯罪被害者支援の経験 や理解のある弁護士（精通弁護士）数の推移	
イ	法律サービスの提供に係る体制の整備	26
1	司法過疎地域事務所の設置	26
	【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）	
2	常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供	27
	【資料22】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧	
ウ	常勤弁護士の採用	27
1	募集活動の推進	28
2	総合評価に基づく人材の確保	28
	【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧	
	【資料25】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
	【資料26】平成22年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
	【資料27】平成22年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
エ	常勤弁護士の待遇	28
②	職員の質の向上等	29
1	採用について	29
2	人事配置について	29
1	一般職員に対する研修	30
2	常勤弁護士に対する研修	30
	【資料30】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
③	内部統制・ガバナンスの強化等	31
1	監査体制体制の整備・強化	32
2	監事監査の実施	32
3	会計監査人監査の実施	32
1	監査基盤整備	33
2	研修の実施	33
3	内部規程等の遵守に関する注意喚起	34
1	再発防止に向けての対策	34
2	過誤事案に対する対処	35
(3)	外部機関等との関係	35
①	地方協議会の開催等	35
1	地方協議会の開催と連携の強化等	35
2	人選に当たっての留意点	35

	【資料31】平成22年度地方協議会開催一覧	
	【資料32】平成22年度地方協議会参考事例一覧	
	【資料33】平成22年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧	
②	関係機関との連携強化	36
1	中央レベルでの連携に関する取組状況	36
2	地方事務所における連携に関する取組状況	36
3	新たに創設される関係機関・団体等との連携に関する取組状況	36
1	犯罪被害者支援連絡協議会への参加	37
2	DV防止法第9条連絡協議会への参加	37
3	関係機関との連携	37
	【資料16】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移	
	【資料17】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士の紹介状況	
	【資料34】平成22年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合わせ内容	
	【資料35】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手 続」の問合わせに関する紹介先	
	【資料36】地方事務所における問合わせ件数の推移	
	【資料37】平成22年度地方事務所で対応した問合わせ内容	
2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	38
(1)	総括	38
①	一般管理費等	38
②	組織の見直し	39
1	業務量に応じた適切な配置と採用	40
2	真に必要な職員数の検証	40
	【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）	
(2)	情報提供・犯罪被害者支援	41
①	コールセンターの利用促進	41
1	コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知	41
2	コールセンターへの転送	41
	【資料8】平成22年度情報提供件数の推移	
	【資料38】平成22年度における相談分野の概要	
	【資料39】平成22年度における関係機関紹介状況	
②	コールセンターの設置場所等	41
1	コールセンターの仙台市への設置	42
2	運営コストの削減についての検討内容	42
(3)	民事法律扶助・国選弁護人等確保	42

①	民事法律扶助業務の事務手続の効率化	42
1	書面審査の活用	42
2	審査方法の合理化	42
②	国選弁護業務の効率化	43
1	不服申立ての事務手続の変更	43
	【資料40】平成22年度別不服申立て件数一覧表	
2	一括契約弁護士数の増加	43
3	関係機関との協議	44
(4)	司法過疎対策	44
	【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）	
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのとるべき措置	45
(1)	情報提供	45
①	利用者のニーズの把握と業務への反映等	45
ア	客観的評価の実施	45
1	コールセンターに対する客観的評価	45
2	地方事務所に対する客観的評価	45
イ	関係機関情報の充実	46
1	関係機関との情報交換	46
2	関係機関情報の充実・共有化	46
ウ	アンケート調査の実施	46
1	ホームページにおけるアンケート（評価 3. 6）	46
2	コールセンターにおけるアンケート（評価 4. 5）	47
3	地方事務所におけるアンケート（評価 4. 3）	47
	【資料41】利用者満足度調査	
エ	オペレーター等の質の向上	47
1	研修計画の策定	47
2	研修の実施	47
②	提供する情報の内容及びその提供方法	48
1	F A Qの見直し、更新	48
2	情報提供の環境整備	48
1	システムの構築	49
2	情報提供の正確性の確保と内容の充実	49
3	必要書式の提示・配布	49
③	最適な情報の迅速な提供	50
1	事故情報データベースへの参画	50
2	関係機関情報等の充実・周知	50

④	法教育に資する情報の提供等	50
1	法教育普及の基盤整備	50
2	法に関する教育の実施	51
(2)	民事法律扶助	51
①	利用者のニーズの把握と業務への反映等	51
1	民事法律扶助改善プロジェクトチームにおける検討	51
2	専門法律相談の推進	51
3	若年層への広報	52
②	サービスの質の向上	52
1	審査の合理化等	52
2	援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮	52
1	契約弁護士・司法書士への適時適切な周知	53
2	契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組	53
	【資料42】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況	
1	東京及び大阪地方事務所における取組	53
2	その他の地方事務所における取組	54
3	専門分野に精通した契約弁護士・司法書士の確保	54
(3)	国選弁護人等確保	54
①	迅速かつ確実な選任態勢の確保	54
	【資料43】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況	
②	通知時間の短縮	54
1	目標設定	55
2	達成度合い	55
	【資料44】 平成22年度被疑者国選事件指名通知状況	
③	契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	55
1	国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	55
2	犯罪被害者支援に係わる弁護士のサービスの質の向上に資する取組	56
(4)	司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	56
①	体制整備	56
	【資料5】 常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）	
②	サービスの質の向上	57
	【資料28】 シンポジウムチラシ	
1	研修の実施	57
2	日本弁護士連合会との協議	57
3	シンポジウムの開催	57
(5)	犯罪被害者支援	58

①	利用者のニーズの把握と業務への反映	58
1	意見の聴取	58
2	被害者等からの意見	58
②	提供するサービスの質の向上	59
1	効率性と犯罪被害者の心情に配慮した情報提供	59
2	被害者支援に精通した職員態勢	60
	【資料29】被害者参加弁護士契約弁護士数、犯罪被害者支援の経験 や理解のある弁護士（精通弁護士）数の推移	
1	犯罪被害者への支援の充実	61
2	専門相談の推進	62
3	その他の取組	62
4	民事法律扶助制度の利用の増加	62
4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	62
(1)	総括	62
(2)	民事法律扶助	63
1	立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収 の実施	63
2	償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コス トの削減	63
	【資料45】立替金残高表	
	【資料46】法律相談費	
	【資料47】代理援助立替金実績	
	【資料48】書類作成援助立替金実績	
ア	コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備	64
イ	償還率の高い地方事務所の取組分析及び全国一律の督促指針の 作成	64
ウ	集中的な督促体制の整備	65
エ	援助開始時における償還制度の説明徹底による被援助者への償 還の意識付けの強化	65
オ・カ	電話督促の実施及び継続的な償還の促進	65
キ	その他の取組	65
(3)	司法過疎対策	65
①	有償受任等による自己収入	65
②	財政的支援の獲得	66
(4)	委託援助業務	66
1	日本弁護士連合会委託援助業務	67
2	中国残留孤児援護基金委託援助業務	67

【資料49】平成21年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

【資料18】平成22年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

3	委託業務に関わる広報	67
(5)	財務内容の公表	67
(6)	予算、収支計画及び資金計画	67
5	短期借入金の限度額	68
6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	68
7	剰余金の使途	68
8	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	68

以上

I はじめに

平成22年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第二期中期目標の期間（平成22年4月1日から同26年3月31日まで）における初年度である。

支援センターは、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、犯罪被害者支援業務、司法過疎対策業務及び国選弁護関連業務の主要5業務と受託事業について、第一期中期計画期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件範囲の大幅な拡大等に対処してきた。

平成22年度は、第一期中期目標期間における取組を踏まえ、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善により着実な業務の推進を図ることとした。こうした中で、年度末の3月11日には、未曾有の大震災が発生し、支援センターとしても東北地域を中心に深刻な被害を受けたが、役職員の一体となった取組で復旧に当たってきた。今後、震災からの復旧復興に当たって様々な場面で想定される法的な問題の解決が求められることになるが、関係機関との連携の下被災者支援に全力で取り組むこととしている。

本報告書は、このような平成22年度取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

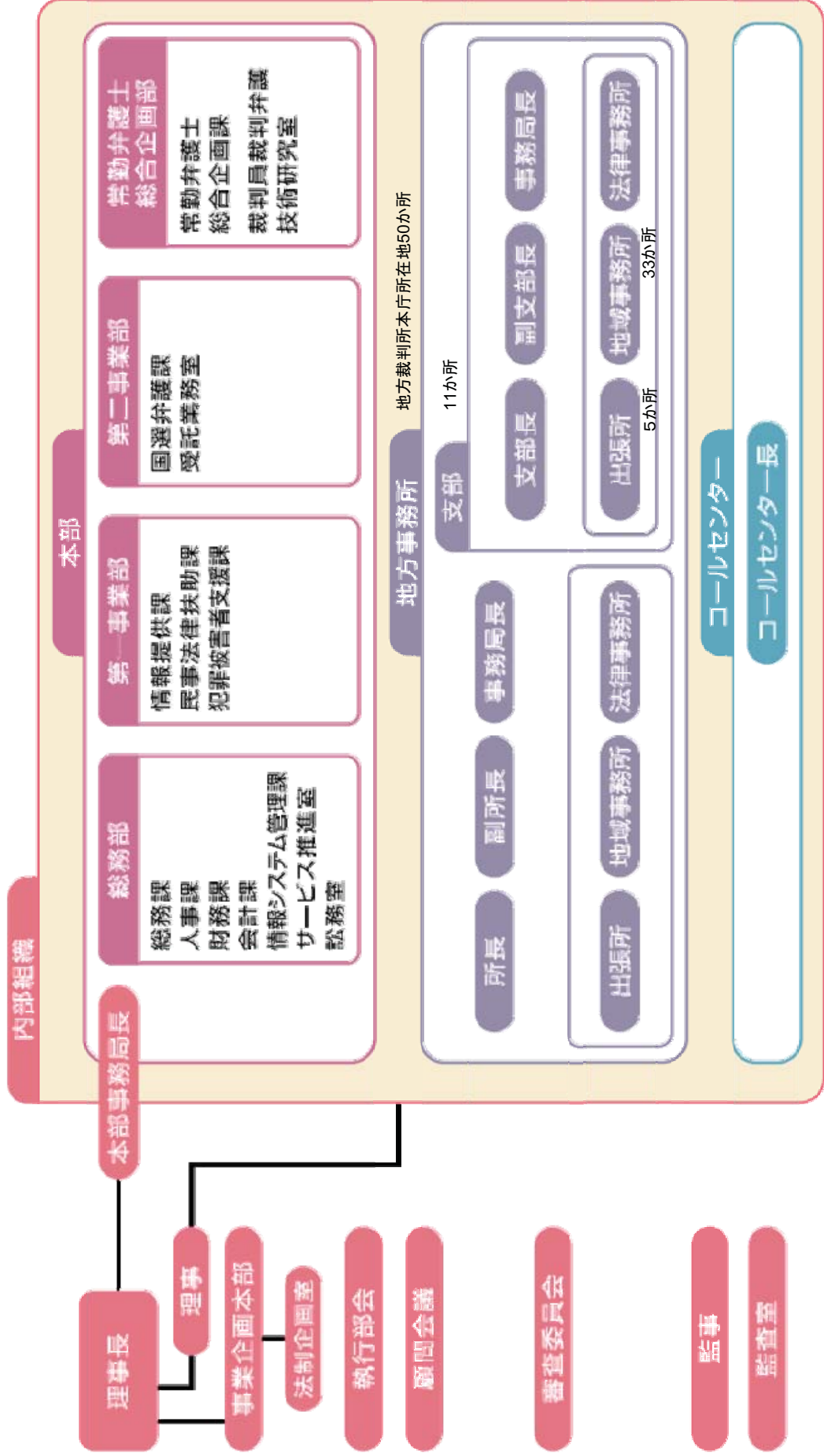
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成23年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成23年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成23年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5100万円（政府全額出資）

7 役員の状況

理事長 寺井一弘（平成20年4月10日就任）

理事 大川真郎（平成22年4月10日就任）

同 草野満代（〃 再任）

同 菅野富邇子（〃 就任）

同 廣瀬健二（〃 就任）

監事 藤原藤一（〃 就任）

同 羽田悦朗（〃 再任）

（注）平成23年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長 梶谷剛（平成23年4月10日就任）

理事 大川真郎（〃 再任）

同 菅野富邇子（〃 再任）

同 廣瀬健二（〃 再任）

同 安岡崇志（〃 就任）

監事 藤原藤一（〃 再任）

同 羽田悦朗（〃 再任）

8 職員の状況

平成23年3月31日現在、常勤職員数は868名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成22年2月、法務大臣から指示された平成26年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催すること。
- 支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討し、出張法律相談を充実させるなど必要な情報やサービスの提供を容易に受けられるような業務運営を推進すること。
- 広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組み、広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を翌年度の広報計画に反映すること。
- テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用して事業等に関する情報を効果的に提供し、認知度を毎年度上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行うこと。
- 国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保すること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 利用者及び関係機関等の意見を聴取し、地域の実情に応じた業務運営を行うこと。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証して職員の採用を行うこと。
- 関係機関・団体、利用者に対して、コールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
- 民事法律扶助・国選弁護関連業務の効率化を図ること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも

踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、より質の高い窓口対応・サービスを目指すこと。
- 情報提供業務に関し、ホームページを利用した利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者には有用な情報提供が行えるデータベースの構築を進めること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮すること。
- 国選弁護士確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。
- 司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努めること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。

2 平成22年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成22年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、平成22年3月31日、法務大臣に届け出た。年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 利用者の立場から幅広い意見を聴取し、外部有識者から構成される顧問会議を平成22年度内に1回以上開催すること。
- 高齢者・障害者等への周知に関し、平成22年度に視覚障害者向けのパンフレットの改訂を行うなど、支援センターの業務を周知すること。
- 広報計画を策定し広報活動に取り組み、広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を平成23年度の広報計画に反映すること。
- 認知度調査を実施し、支援センターが、より多くの国民に利用されるよう業務内容等について周知し、認知度を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、地方自治体等の関係機関等と協議するなどして巡回相談の件数・実施地域を増加させるとともに、常勤弁護士の常駐を行うこと。常勤弁護士につい

ては、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用すること。

- 常勤弁護士確保のため、日本弁護士連合会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生等に対する説明を行うこと。
 - 実質的な「弁護士ゼロワン地域」等に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
 - 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行い、職員の資質向上や人材育成を図るため、関係機関との人事交流を図り、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を実施すること。
 - 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて、関係機関との連携強化に努めること。
- (2) 業務運営の効率化に関する事項
- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証して職員の採用を行うこと。
 - 関係機関・団体、利用者に対して、コールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
 - 民事法律扶助・国選弁護関連業務の効率化を図ること。
 - 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。
- (3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、より質の高い窓口対応・サービスを目指すこと。
 - 情報提供業務に関し、ホームページを利用した利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
 - 新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの拡充を図り、最新かつ正確なデータの維持に努めること。
 - 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮すること。
 - 民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努め

ること。

- 犯罪被害者の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速適切な情報提供に努め、地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成22年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

第二期中期目標期間中に認知度を高め、支援センターの利用を促進するため、広報活動を戦略的に実施した。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇リーダー育成に向けた研修を実施するとともに、高齢者・障害者を対象としたパンフレットの改訂・作成を行った。

広報関係については、V 1 (1)②支援センターの存在及びその業務の内容についての周知(20頁)の項を参照のこと。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

地方協議会関係については、V 1 (3)①地方協議会の開催等(35頁)の項を参照のこと。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

平成23年3月31日現在で、常勤弁護士は合計217名となり、合計82か所(全国42か所の地方事務所、7か所の支部、33か所の地域事務所)に配置した(人数につき【資料4】、配置先につき【資料5】)。

常勤弁護士の確保については、V 1 (2)ウ常勤弁護士の採用(27頁)の項を参照のこと。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成23年3月31日現在)

(4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、各種規程に基づく監査体制の強化を図ってきたが、平成22年度は、支援センター役職員の行動指針として、「法テラス運営理念」を策定した(【資料6】)。

法テラス運営理念については、V 1 (1)①ア利用者の立場に立った業務運営(16頁)の項を、コンプライアンスについては、V 1 (2)③内部統制・ガバナンスの強化等(31頁)の項を、それぞれ参照のこと。

【資料6】法テラス運営理念

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

平成22年度末のコールセンターの委託契約期間終了に合わせ、自主的な運営によるサービスの質の確保・向上と経費の節減を目的として、平成22年12月、仙台コールセンターを設置した。

平成22年12月から同23年3月までの新旧コールセンターの並行稼働期間を経て、平成23年度から完全に仙台コールセンターに移行する予定であったが、東日本大震災により、単独稼働は3か月遅れ、7月になった。

平成22年度の間い合わせ件数は、370,124件で、平成21年度に比べて31,717件の減少であった。

平成18年度からの情報提供業務における間い合わせ件数の推移は、【資料7】、【資料8】のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成22年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は、全国合計で234,608件で、前年度と比べ12,564件の減少であった（【資料8】）。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成22年度情報提供件数の推移

ウ ホームページ等による情報提供

コールセンター利用者の認知経路調査では、インターネットを通じて支援センターを知った者が最も多かったことから、ホームページでの情報提供を重視し、平成22年9月には、全面リニューアルを行って利用の拡大に努めた。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

法的トラブルに遭遇している方を支援センターにご案内するためには、行政機関などの関係機関との連携は非常に重要である。平成22年度には、全国23万人の民生委員へチラシを配布するなど、新たな連携の強化に取り組んだ。

情報提供業務については、V1(3)②関係機関との連携強化(36頁)、V2(2)情報提供・犯罪被害者支援(41頁)、V3(1)情報提供の各項(45頁)を参照のこと。

オ 東日本大震災に対する対応

東日本大震災発生後、直ちに日本弁護士連合会及び東京三弁護士会と電

話による相談を企画し、復旧、復興に向けて悩みを抱える被災者の対応にあたった。

(2) 民事法律扶助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成22年度の法律相談援助実施件数は256,719件（前年度比8.2%増）、代理援助開始決定件数は110,217件（同8.9%増）、書類作成援助開始決定件数は7,366件（同8.8%増）であり、いずれも前年度の実績と比べて増加した（【資料9】及び【資料10】）。また、財団法人法律扶助協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定件数は一貫して増加傾向にある。代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、【資料10-1】、【資料10-2】のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料9】援助申込み状況

【資料10】援助決定件数等状況

【資料10-1】代理援助事件の事件別内訳

【資料10-2】書類作成援助事件の事件別内訳

イ 契約弁護士・司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、平成22年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は15,037名（前年度比1,636名増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は5,617名（前年度比527名増）となり、いずれも前年度より増加した（【資料11】及び【資料12】）。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料11】契約弁護士数

【資料12】契約司法書士数

ウ 立替金等の状況

平成22年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は161億9846万7851円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は7億1885万3288円、法律相談援助に係る費用は、12億8183万8562円であり、平成22年度中の償還金は、101億8828万7394円であった。

平成21年度末から、生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたこともあり、償還免除は26億7099万6326円となり、前年に比して、16億7590万3171円増えた。

民事法律扶助業務については、V1(2)①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(22頁)、V2(3)①民事法律扶助業務の事務手続の効率化(42頁)、V3(2)民事法律扶助(51頁)、V4(2)民事法律扶助(63頁)の

各項を参照のこと。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成22年度の被疑者国選弁護事件受理件数は70,917件（前年度比14.6%増）、被告人国選弁護事件受理件数は69,634件（前年度比6.7%減）である。

国選付添事件の受理件数は423件（前年度比23.3%減）である（【資料12】）。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料13】国選付添事件受理件数

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成22年4月1日時点で17,620名であったが、平成23年4月1日時点で19,566名となり、1,946名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成22年4月1日時点で5,675名であったが、平成23年4月1日時点で6,564名となり、889名増加した（【資料14】及び【資料15】）。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料14】国選弁護人契約弁護士数の推移

【資料15】国選付添人契約弁護士数の推移

国選弁護等関連業務については、V 1 (2) ①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(24頁)、V 2 (3) ②国選弁護業務の効率化(43頁)、V 3 (3) 国選弁護人等確保(54頁)の各項を参照のこと。

(4) 司法過疎対策

平成22年度末において、司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）の数は29か所（前年度比3か所増）であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は、51名（前年度比8人増）となった。

司法過疎対策業務については、V 1 (2) ①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(23頁)、V 2 (4) 司法過疎対策(44頁)、V 3 (4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務(56頁)、V 4 (3) 司法過疎対策(65頁)の各項を参照のこと。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が二次的被害を与えることがないよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成22年度の間い合わせ件数は、合計10,

482件で、前年並であった（【資料16】）。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは、全国で14,089件であり、前年度に比べ約10%減となっている。また、精通弁護士の紹介は929件であり、前年度に比べ31件増となっている（【資料17】）。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料16】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

**【資料17】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある
弁護士の紹介状況**

イ 被害者国選弁護関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は2,476名（平成23年4月1日現在）で前年度に比べ257名増となっている。

また、平成22年度における被害者参加人からの選定請求件数は231件（前年度比27件増）であった。

犯罪被害者支援業務については、V1(2)①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(25頁)、V1(3)②関係機関との連携強化(37頁)、V2(2)情報提供・犯罪被害者支援(41頁)、V3(5)犯罪被害者支援(58頁)の各項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成19年4月1日から開始された、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の2種類のものが行われている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等が行われることとなるところ、支援センターは、このうち、身元判明者に対する弁護士による法的援助につき受託している。

(イ) 件数

平成22年度における中国残留孤児基金援助の申込件数は2件、事業計画上の予定件数は15件である（【資料18】）。

【資料18】平成22年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子供に対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数及び事業計画上の予定件数は、それぞれ17,587件（前年度比577件減）及び18,695件（前年度比805件増）である（【資料18】）。

受託業務については、V 4 (4) 委託援助業務(66頁)の項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料18】平成22年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成22年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

① 業務運営の基本的姿勢

ア 利用者の立場に立った業務運営

年度計画内容

(ア) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者、障害者をはじめ利用者の立場に立った親切なサービスを迅速に提供することが求められている。

平成22年度は、

- ・「一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、『自立』『協働』『創造』の精神で」使命に取り組むことを内容とする組織運営理念を策定するとともに、
- ・職場毎に接遇リーダーを育成することを目的とした研修を実施したり、顧問会議の議題に「サービスの質の向上」をテーマとして取り上げてご意見をいただくなど、

利用者本位の組織運営の徹底を図った。

【資料6】法テラス運営理念

年度計画内容

(イ) 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成22年度内に1回以上開催する。

1 開催状況

平成22年10月25日に第5回顧問会議を、同23年3月7日に第6回顧問会議を開催し、「平成22年度内に1回以上開催する」という年度計画を達成している。

2 会議の概要

(1) 第5回顧問会議

第5回顧問会議においては、①法律相談援助の在り方、②支援センターの提供するサービスの質の向上について意見を伺った。サービス

の質の向上については、支援センターに寄せられている苦情データを紹介し、これに基づく改善策について意見交換が行われた。顧問からは、契約弁護士に対する苦情に関してサービスの質の向上に取り組むことの重要性が指摘され、これを受けて、苦情関係の資料を日本弁護士連合会の民事法律扶助研修会の資料として提供した。

(2) 第6回顧問会議

第6回顧問会議においては、①法テラス組織運営理念、②支援センターのサービスの現状と改善の取組について意見を伺った。組織運営理念については、利用者本位の運営を図るためにこのような理念を定めることに対する積極的な評価をいただいた。さらに、簡潔で分かりやすいものとしてまとめるための文章表現の仕方、策定後の組織内への徹底等について意見が出された。

(注) 顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所副会頭
金平輝子	元日本司法支援センター理事長
高木 剛	財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄	株式会社読売巨人軍取締役オーナー (平成23年6月8日より取締役最高顧問)
竹下守夫	一橋大学名誉教授
夏樹静子	作家
兵頭美代子	主婦連合会参与

年度計画内容

(ウ) 高齢者・障害者等への周知に関しては、平成22年度に視覚障害者向けのパンフレットの改訂を行い、同パンフレットや既に作成している業務紹介DVDを利用するなどして、地方協議会等の機会を通じて当該関係機関・団体に支援センターの業務を周知する。

高齢者及び障害者等自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とする出張法律相談を充実させるため、関係機関・団体と連携協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどとともに、出張法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士を確保する。

1 高齢者・障害者等への周知

(1) パンフレットの改訂、作成

知的障害者支援団体の全国組織である「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」の協力を得て、知的障害者とその支援者に意見を伺いながら、知的障害者向けのパンフレットを作成し、全国の地方事務所及

び同会の支部に配布した。また、高齢者向けパンフレットについても内容を見直し、より分かりやすいものに修正した。

(2) DVDの活用等

支援センターの存在や業務内容を高齢者や障害者にも理解していただけるよう、手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを、支援センターの地方事務所が実施する業務説明会等で活用したほか、支援センター事務所の待合室において放映するなどした。

(3) 関係機関・団体との連携協力

地域に密着して活動し、地域住民からさまざまな相談を受け、地域の高齢者、障害者の状況なども把握している民生委員・児童委員の協力をいただき、研修会の開催など継続的な協力関係を樹立することを目的として、厚生労働省との連携により、全国233,905人の民生委員・児童委員に対し、支援センターのパンフレットを配布した。

2 出張法律相談体制の確保

(1) 出張法律相談の充実

7 地方事務所において232件の出張法律相談を実施し、高齢者及び障害者等自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とする法律相談の充実に努めた。

(2) 支援センター事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回法律相談の実施

自治体等の公共施設や地元の病院等を巡回することにより、35地方事務所において1,453件の法律相談援助を実施しており、支援センターの地方事務所、支部、出張所へのアクセスが困難な相談者も法律相談援助を容易に受けられるよう努めた。

(3) 契約弁護士・司法書士の確保

出張法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士を確保するため、民事法律扶助契約弁護士・司法書士の増加に努めた。その結果、平成21年度末と比較して契約弁護士が1,636名、契約司法書士が527名増加した。

イ 利用者の意見、苦情等への適切な対応

年度計画内容

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。

1 利用者からの苦情等の取扱い

苦情等取扱規程に基づき、利用者から寄せられる苦情や意見を、「利用者から寄せられた声」として取りまとめ、毎月執行部会に報告するとともに、全国の職員に向けて発信し、業務の改善を図った。

2 業務改善の取組

(1) リーダー養成研修の実施

平成22年7月に接遇リーダー養成のための研修を実施し、支援センター全体としての接遇水準の向上を図る手立てを講じた。研修に当たっては、効果を高めるため、支援センターに寄せられている利用者からの声を研修の材料としたロールプレイングやディスカッションを行い、職員の接遇スキルの向上に努めた。

(2) 日本弁護士連合会への働きかけ

日本弁護士連合会で会員向けに行った扶助研修の資料として、「利用者から寄せられた声」を提供し、弁護士に関する苦情の実際を周知するよう取り組んだ。

ウ 効率的で効果的な業務運営

年度計画内容

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

1 組織運営理念の作成（コスト意識に関する条項の策定）

組織運営理念において、「効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。」という行動指針を定め、効率性の観点を踏まえた基本姿勢の強化に努めた。

2 業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）

支援センター全体のコスト意識を高めるため、個々の地方事務所において具体化されている業務改善状況の把握を行った。その結果、一部の地方事務所では、民事法律扶助業務において、代理援助の立替額を算出するためのエクセルシートや資力確認チェック票が作成されており、また、国選弁護関連業務において、遠距離交通費の計算用エクセルシート、国選の事件管理・報酬算定・各種通知事務の管理用エクセルシートが作成されて業務の迅速化、正確化に役立っていた。そこで、これらの取組を推奨事項として取りまとめ、全国の地方事務所に紹介し、支援センター全体として効率的で効果的な業務運営が推進されるよう取り組んだ。

② 支援センターの存在及びその業務の内容についての周知

年度計画内容

- ア 効率性の観点から踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を平成23年度の広報計画に反映させる。
- イ テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用し、支援センターの事業等に関する情報を効果的に提供する。
- ウ 様々な機会を通じて記者説明会（プレスリリース）を実施するとともに、金融庁、文部科学省の取組に参画するなど、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた周知活動に努める。
- エ 認知度調査を実施する。支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法により周知し、認知度を上昇させる。

平成22年度においては、支援センターの存在や業務内容を周知するために、年度計画を踏まえ、以下の広報活動を実施した。

1 効率性の観点から踏まえた効果的な広報の実施

(1) 広報計画の策定

本部で基本的な広報計画を策定し、これを踏まえて地方事務所が管轄地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、例えば、本部のマスメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施するなど、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることによって、個々の広報活動の効果を最大化するように努めた。

(2) 効果測定

平成23年度の広報計画を策定するために、支援センターの認知度調査やコールセンター利用者アンケートを実施するなどして、どのような広報手段が認知度の向上や利用促進に寄与しているかを測定した。また、支援センターの実施した広報がコールセンター利用件数等に与えた影響についても分析を行った。

2 広報効果の高い媒体を活用した効果的な広報の実施

支援センター認知度調査では、テレビが認知媒体として高い割合を占めていることから、全国都道府県の主要な放送局においてテレビ広告を実施した。

また、コールセンター利用者の認知経路調査においては、ホームページが高い割合を占めていることから、コンテンツをリニューアルするなどしてホームページの充実を図った。

また、マスメディア広告以外にも、社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国約60の鉄道会社の駅施設等に約1,300枚のポスターを無料掲出するなど、費用を抑えた広報活動の実施にも努めた。

3 マスコミへの積極的な情報発信と関係機関との更なる連携強化策の展開

(1) プレスリリースの実施

本部においては、支援センターの取組や関係機関と連携した施策などについてのプレスリリースを、年間を通じて11回行った。特に、支援センターが独自に実施した「新成人を対象とした法的トラブルに関する意識調査」に関するプレスリリースを行った際には、在京キー局全てで報道されるなどの成果を得た。

また、地方事務所においては、地方の報道機関に対して、本部のプレスリリースに合わせて情報を提供したほか、「無料法律相談会の実施」や「常勤弁護士による出前法律講座の開催」など地方事務所独自の取組に関するプレスリリースを行った。全ての地方事務所を合わせたプレスリリースの回数は年間172回を数え、その結果、地方紙や地方局ニュースでも度々報道される機会を得た。

【資料19】平成22年度プレスリリース実施一覧

(2) 関係機関との連携の強化

関係機関との連携を通じた周知活動として、次の施策を実施した。

ア 金融庁等との「多重債務者相談強化キャンペーン」の共催

金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会とともに「多重債務者相談強化キャンペーン」を共催し、金融庁を通じて各地方自治体の担当職員に対して支援センターの民事法律扶助業務を周知した。

イ 全国警察署職員に対する支援センターの周知

警察庁との連携により、全国約6,900の駐在所に支援センターのステッカーとチラシを配布し、コールセンターの利用を呼びかけた。

ウ 図書館を拠点とした支援センターの周知

文部科学省では、図書館がハローワーク等関係部局と連携して貧困・困窮者支援をはじめとする具体的な地域の課題を解決する取組（「図書館海援隊プロジェクト」）を推進・支援しているところ、支援センターにおいても、このプロジェクトと連携して、法的トラブルを解決するために情報を探している住民に対して支援センター

の存在や業務内容を周知するため、全国1,847の都道府県・市区町村教育委員会及び3,178の公立図書館にポスターを掲出するなどした。

エ 多重債務問題に関する社会福祉協議会との連携

厚生労働省との連携により、「多重債務問題改善プログラム」の取組として、全国1,978か所ある社会福祉協議会の窓口に、支援センターの多重債務者向けチラシを配布し、相談の呼びかけ及び民事法律扶助業務の周知を図った。

オ 全国の民生委員に対する支援センターの周知

厚生労働省を通じて、全国の支援センターの利用方法に関する案内チラシを配布するとともに、民生委員を対象とした多重債務等の法的トラブルに関する説明会を全国で実施するためのスキームを確立した。

4 認知度調査の実施

平成23年1月に実施した認知度調査では、認知度が38.7%と前年度に比べ1.4%上昇した。また、前年度よりも、認知者のうち「名前だけは聞いたことがあるような気がする」と回答した層が減少し、「名前だけは確かに知っている」「名前も業務内容も知っている」と回答した層が増加していることから、支援センターの認知が徐々にではあるが定着しつつあると考えられる。

【資料20】 広報活動関連資料

(2) 組織の基盤整備等

① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等

ア 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保

年度計画内容

(ア) 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、地方自治体等の関係機関・団体と協議するなどして巡回相談の件数・実施地域を増加させるとともに、常勤弁護士の常駐を行う。

1 契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士を確保するため、全国の地方事務所から各单位弁護士会及び単位司法書士会へ基本契約締結の働きかけを積極的に行うとともに、本部においても平成22年10月には日

本司法書士会連合会主催の「司法書士民事法律扶助業務開始10周年記念」シンポジウムに、平成23年1月には日本弁護士連合会主催の講習会「民事法律扶助ってなあに～活用のノウハウ～」へ講師を派遣し、民事法律扶助業務の周知及び利用促進に努めた。このような取組の結果、平成21年度末と比較して契約弁護士が1,636名、契約司法書士が527名増加した。

【資料9】 援助申込み状況

【資料10】 援助決定件数等状況

【資料11】 契約弁護士数

【資料12】 契約司法書士数

【資料21】 最近5年間の援助決定件数の推移

2 常勤弁護士の配置等

平成22年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計82か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は16か所、地域事務所は10か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし7名の常勤弁護士を常駐させた。

過去3か年の常勤弁護士を配置した支援センターの事務所数は、平成20年度71か所、同21年度78か所、同22年度82か所である。

また、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である松江地方裁判所西郷支部並びに旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部については、上記各地方裁判所支部に近接する島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件等を取り扱った。

島根地方事務所に配置した常勤弁護士による西郷支部に対する平成22年度の巡回状況及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士による稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部に対する平成22年度の巡回状況は、【資料22】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧のとおりである。

【資料5】 常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）

【資料22】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧

年度計画内容

- (イ) 各地において、弁護士会の協力を得て引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。

1 説明会等の実施

(1) 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加し

たり、支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会や研修会を実施したり、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

(2) 解説書の改訂・配布

平成22年4月の国選弁護人の事務に関する契約約款及び国選付添人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部で「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」をそれぞれ改訂し、これら改訂版を各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、配布した。

2 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約数は、平成22年4月1日時点の17,620名から平成23年4月1日時点の19,566名に増加しており、後者は、全国の弁護士の64.1%に相当する。また、国選付添人契約弁護士の契約数は平成22年4月1日時点の5,675名から平成23年4月1日時点の6,564名に増加している。

【資料14】国選弁護人契約弁護士数の推移

【資料15】国選付添人契約弁護士数の推移

【資料23】国選弁護事件受理件数（被疑者）

【資料24】国選弁護事件受理件数（被告人）

年度計画内容

(ウ) 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行う。

1 就職説明会

平成22年4月1日から同23年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計18回余りにわたり、司法修習生を始め、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、本部及び地方事務所等において、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容や意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

【資料25】常勤弁護士就職説明会等実施状況

2 選択型実務修習、エクスターンシップ

常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことにより、その業務の意義

・魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、合計22回にわたり、各地の法律事務所に司法修習生を受け入れたほか、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入も積極的に行い、各地の法律事務所において、合計45回にわたり、全国18の法科大学院の学生を受け入れた。

【資料26】平成22年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料27】平成22年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

3 中堅弁護士の確保

経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験10年以下でかつ60歳未満の既登録弁護士約2万名に対し、常勤弁護士の採用案内や応募書類等を送付して、応募を促す取組を行った。

4 シンポジウムの開催

平成22年10月には常勤弁護士に関するシンポジウムを開催し、法科大学院生や司法修習生、既登録弁護士を含む多数の参加者を得て、常勤弁護士の活動実績や今後期待される役割等について公開討議を行うなどし、常勤弁護士の存在意義や役割の重要性、仕事のやり甲斐等について広くアピールし、常勤弁護士への応募を促した。

このほか、支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容や最新の採用情報等を掲載し、電話や電子メールによる常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、随時、個別の説明も行った。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料28】シンポジウムチラシ

年度計画内容

(エ) 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。

1 被害者参加弁護士確保の取組

(1) 本部における取組

支援センター本部において、以下の取組を行った。

- ① 鳥取で開催された日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流会」において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約弁護士締結の要請等を行

った。

② 日本弁護士連合会との協議の場で当該制度の運用状況等の説明を行った。

(2) 地方事務所における取組

各地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行った。

① 弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等へ参加した。

② 地方事務所主催の説明会を開催した。

③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会を行った。

2 契約弁護士の確保

上記のような取組の結果、平成22年4月1日には2,219名であった契約弁護士は平成23年4月1日現在で2,476名（257名増）となっている。

【資料29】被害者参加弁護士契約弁護士数、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）数の推移

イ 法律サービスの提供に係る体制の整備

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

1 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i) 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii) 当該地方裁判所支部から

公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii) 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv) 当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、(v) 当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成22年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計82か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は29か所である。平成22年度に新設した司法過疎地域事務所は、(ア) 島根県の西郷地域事務所、(イ) 長崎県の雲仙地域事務所、(ウ) 沖縄県の宮古島地域事務所の3か所である。

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし4名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取り扱い、過疎と高齢者の複合的問題を抱える事件に地元関係機関と連携して総合解決を図るなど、地域住民の法的ニーズに応えた。

なお、司法過疎地域事務所の設置数の推移は、下記のとおりである。

平成18年度6か所、同19年度9か所、同20年度7か所、同21年度4か所、同22年度3か所。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）

2 常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供

松江地方裁判所西郷支部並びに旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部は、上記(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であったことから、常勤弁護士が巡回して司法サービスを提供することとし、上記各地方裁判所支部に近接する島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等を取り扱った。

【資料22】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧

ウ 常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援への取組

に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める。

上記1(2)①ア（一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保）に記載のとおり、

1 募集活動の推進

平成22年度は、合計18回余りにわたり、司法修習生や法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。また、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。

2 総合評価に基づく人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず弁護士としての素養を見極め、総合法律支援に意欲的に取り組むより良い人材を確保するという観点から、各応募者について日本弁護士連合会から弁護士としての基本的能力も含めた常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、採用面接を実施し、他者とのコミュニケーション能力等も含めた総合的な能力・適性・意欲の高さなどを審査した上、採用を行った。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料25】常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料26】平成22年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料27】平成22年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

エ 常勤弁護士の待遇

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることとしている。なお、司法修習生から採用した常勤弁護士については、3回まで任期の更新を可能とし、当初の任期は1年として、養成事務所において指導、教育を行い、最初の任期の更新後、法律事務所に赴任

することとしている。

② 職員の質の向上等

年度計画内容

ア 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づいた確かな職員の採用及び人事配置を行う。

1 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題、論文問題及び面接により、能力及び支援センターへの適性を判断し、広い知識と利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めている。面接の実施に際しては、局部長、課長、課長補佐及び地方事務所職員を面接官とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接官の構成を決定している。

有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の属する職場の管理者による評価をも、採用決定の資料としている。

平成22年度は、一般公募により、応募のあった2,110名を対象とし、新卒・中途の採用試験を行い、104名の採用内定を行った。また、特に有能な有期契約職員の活用を図るため、有期契約職員のうち、申込のあった72名を対象に、常勤職員への登用試験を実施し、12名の合格者を決定した。

2 人事配置について

人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定による評価、管理者の適性に関する意見及び職員の意向等を考慮の上、各地方事務所の事件数を勘案し、組織の強化及びサービスの質の向上を図るための適正配置に努めている。

組織の活性化を図るため、広範にわたる人事異動計画を策定し、平成23年4月1日付けで125名を異動させた。また、昇格試験受験申込のあった1級から5級の者145名に対し、各級に求められる能力・適性を測れる内容とした筆記試験及び面接試験を実施し、管理者適性の観点から選定を行い、合格者92名を決定した。

年度計画内容

イ 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。

組織の中核を担う職員として幅広く活躍することが期待される者に対

し、国等の他組織における業務を経験させることにより、職員のスキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、次のとおり人事交流を行った。

行政能力を身につけた職員を養成するため、職員1名を法務省へ6か月間派遣し、勤務研修を行った。

同種独立行政法人のノウハウを学ぶとともに、国民生活センターとの相互理解及び連携を強化するため、同センターとの間で職員1名を相互に人事交流させることとし、1年6月の予定で人事交流を開始した。

年度計画内容

ウ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。

また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。

1 一般職員に対する研修

職員の資質及び能力の向上を図るため、職責に応じた階層別研修を職員研修要綱で定めて実施しており、各職員の担当する業務を適性・円滑に行うため、実務能力の向上を目的とした実務研修を所管各課において実施している。実務研修の実施に際しては、職場における指導的立場の職員を研修員とし、研修効果のフィードバックを義務づけることにより、経費節約と効率化に努めている。

職員研修要綱に基づく研修を7回実施し、延べ21日間に延べ281名の職員を受講させ、内容については、初任者向け研修に接遇のカリキュラムを導入するなどして改善を図った。専門性向上のため、情報提供、民事法律扶助、国選弁護及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ10日間に延べ259名の研修を実施した。また、人事院主催の課長級及び課長補佐級の研修に各1名・各3日間職員を参加させたほか、地方自治体の実施する研修に職員を派遣するため、東京都の関係部局との調整を図った。

2 常勤弁護士に対する研修

(1) 実務研修

平成22年度に常勤弁護士又は内定者（法曹経験者）に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、【資料30】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況のとおりである。

支援センターの各法律事務所に赴任した常勤弁護士に対しては、日

ごろの実務を通して学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような本部主催の研修を実施した。また、よりきめ細やかなニーズに的確に対応するため、全国を7つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士に必要と感じる研修をそれぞれ企画・実施させ、各地の実情を反映させた少人数制のきめ細やかな研修（ブロック別研修）を実現して、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図るとともに、全体的な能力・技量の向上を図った。

また、特に、常勤弁護士の担うべき重要な役割の一つである裁判員裁判については、最高裁判所の協力も得て、実際の裁判員法廷を使用し、参加者全員が複数回模擬尋問を行うなど、効果の高い参加型の研修を実施した。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、1年間の任期満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容の通年の研修スケジュールにより研修を実施した。

【資料30】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室

平成22年11月には支援センター本部内に裁判員裁判弁護技術研究室を新設し、国内でもトップレベルの刑事弁護専門家を室長及び主任研究員として迎え、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について、指導・助言を行った。

(3) 法律事務所事務職員研修

法律事務所事務職員を対象にした業務研修を実施した上、法律事務所事務職員向けの実践的かつ網羅的な業務手順マニュアルを作成・配布し、常勤弁護士の業務の効率化を図った。

(4) 常勤弁護士支援メーリングリストの活用

常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザーリースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

③ 内部統制・ガバナンスの強化等

年度計画内容

ア 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、内部監査、会計監査人の

監査及び監事監査の連携の在り方を検討するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化を図るなどして、監査の質・量について充実・強化を図る。

1 内部監査体制の整備・強化

内部監査は業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として実施している。平成22年度は、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化を図るため、内部監査に専従する常勤職員1名を増員したほか、総務省主催の評価・監査中央セミナーに参加するとともに、社団法人日本内部監査協会が実施する内部監査基礎講座を受講した。また、平成21年度に策定した情報セキュリティ対策基準に基づき、支援センターの保有する情報及び情報システムのセキュリティを確保するため、情報セキュリティ監査を実施している。

平成22年度は、内部監査、情報セキュリティ監査ともに、実地監査の対象数を平成21年度より増やして実施した。内部監査は本部のほか、16地方事務所、5支部、3出張所及び12地域事務所の合計36事業所について、実地監査を行い、その結果を理事長に報告するとともに、該当課室、事務所等に周知を図り、必要な改善措置を講じるよう求めた。また、情報セキュリティ監査を9地方事務所で行った。

なお、平成20年度から継続してきた被疑者国選弁護人に支払う報酬及び費用の算定に関する内部監査を終了した。

2 監事監査の実施

監事監査は、支援センターの業務の適正かつ効率的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として実施されている。監事監査は本部のほか、6地方事務所について実地監査が行われている。

これらの監査を実施した事業所は、次表のとおりである。

	監事監査	内部監査	情報セキュリティ監査
本部	全課室	人事課、財務課、会計課、犯罪被害者支援課、常勤弁護士総合企画課	なし
地方事務所（本所）	栃木地方事務所、群馬地方事務所、愛知地方事務所、石川地方事務所、熊本地方事務所、岩手地方事務所	神奈川地方事務所、埼玉地方事務所、千葉地方事務所、茨城地方事務所、大阪地方事務所、兵庫地方事務所、和歌山地方事務所、岡山地方事務所、鳥取地方事務所、島根地方事務所、宮崎地方事務所、沖縄地方事務所、山形地方事務所、函館地方事務所、香川地方事務所、愛媛地方事務所	京都地方事務所、奈良地方事務所、佐賀地方事務所、長崎地方事務所、宮城地方事務所、福島地方事務所、札幌地方事務所、旭川地方事務所
地方事務所（支部）		神奈川地方事務所小田原支部、埼玉地方事務所川越支部、千葉地方事務所松戸支部、兵庫地方事務所姫路支部、福岡地方事務所北九州支部	神奈川地方事務所川崎支部
地方事務所（出張所）		東京地方事務所新宿出張所、同上野出張所、大阪地方事務所堺出張所	
地域事務所		秩父地域事務所、下妻地域事務所、牛久地域事務所、下田地域事務所、嵯峨地域事務所、対馬地域事務所、延岡地域事務所、宮古地域事務所、八戸地域事務所、江差地域事務所、須崎地域事務所、中村地域事務所	
実地監査を行った本部及び地方事務所の数	本部 全課室 地方事務所 本所 6	本部 5課 地方事務所 本所 16、支部 5、出張所 3 地域事務所 12	本部 なし 地方事務所 本所 8、支部 1

3 会計監査人監査の実施

第一期中期目標期間において会計監査人による監査が全地方事務所等で実施されたことをうけて、本年度は本部を中心とした監査が行われ、本部、鹿児島、下田等の合計15か所を対象に実施した。

会計監査人による指摘事項については、本部において一覧表に集約し、その現状の問題点を分析するとともに、対応策を検討し、地方事務所等へのフィードバックや執行部への報告を行った。

年度計画内容

イ 上記監査結果等を踏まえ、規程の整備等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対する研修を実施するなどして法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 監査基盤整備

内部監査、監事監査及び情報セキュリティ監査の際に認められた改善事項については、各地方事務所において対応した。また、平成23年3月には「法テラス運営理念」を定め、コンプライアンスの基本となる役職員の行動指針を明らかにするとともに、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議を通じて、役職員のコンプライアンスの推進を確認した。

2 研修の実施

(1) 新任職員研修

平成22年11月16日ないし19日に実施した新任職員研修の中で、平成22年4月以降に採用された新任職員に対し、情報セキュリティ関連規程、システム・セキュリティをめぐる最近の動向、セキュリティ・マネジメント（内部統制）等に関する講義を行った。

(2) 国選弁護担当者研修等

平成22年11月25日、同月26日の2日間にかけて、業務に関する各種知識の付与をすることにより業務に関する過誤・不祥事案を防止することを目的とした各地方事務所・支部の国選弁護業務担当者を対象とする国選弁護業務担当者研修を実施した。同研修においては、報酬算定事務を中心に国選弁護業務全般について解説をするとともに、報酬算定について過誤を招きやすい算定項目を盛り込んだ報酬算定演習を行った。

3 内部規程等の遵守に関する注意喚起

平成22年度においても、全国的に、内部規程等を遵守しない不適切な業務運営（例えば、FAXを送信する際には職員2名以上が立ち会い、送信先のFAX番号を確認しながら機器の操作を行う旨定めた内規に反し、職員1名のみでFAX機器の操作を行った結果、誤送信を引き起こした事例や、当センターに国選弁護人が提出する活動報告書の提出期限について約款に反する取扱いがなされた事例等）が散見されたが、その都度、当該職員のみならず、他の地方事務所に対しても注意喚起を行うなどして再発防止に努めた。

年度計画内容

ウ 国選弁護業務に係る契約弁護士による不祥事を防止するため、平成22年度中に、業務フローを検証するなどして、支援センターとして採り得る対策を検討し、対策が必要なものについては、可能な限り速やかに実施する。また、契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が発覚した場合には、事案に応じて適切な対応をすることにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 再発防止に向けての対策

前年度から継続していた、被疑者国選弁護事件における接見回数の申告状況に関する調査を終え、その結果を日本弁護士連合会等の関係機関に提供するとともに同調査等を踏まえて更なる不正請求の防止策について、これらの機関とも協議し、検討した。

また、前年度中に導入した、被疑者国選弁護事件の報酬請求の際に、接見回数を疎明する資料の添付を必要とする制度に関し、契約に関する

説明会において同制度を説明するとともに、契約弁護士が被疑者国選弁護事件を受任するごとに同制度のリーフレットを添付するなどして、同制度の周知と定着に努めた。

さらに、契約に関する説明会の席上や日本弁護士連合会及び各地の弁護士会を通じ、契約弁護士に対し、支援センターに提出する弁護報告書の記載につき、正確な事実報告をするよう呼びかけた。

2 過誤事案に対する対処

被疑者国選弁護事件における接見回数の申告状況に関する調査によって過大請求が発見された弁護士に対して、過払い金の返還請求や、契約上の措置等事案に応じた処分の実施に向けた準備に着手した。

(3) 外部機関等との関係

① 地方協議会の開催等

年度計画内容

ア 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることなどにより、関係機関・団体との一層の連携強化を図り、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。

イ 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。

1 地方協議会の開催と連携の強化等

平成22年度においては、全国の地方事務所において、合計83回（平成21年度：86回）の地方協議会を開催した。各地方事務所においては、地域別に開催したり、多重債務問題、労働問題、家庭問題、法教育などのテーマごとに開催するなど、適宜工夫しながら開催し、関係機関・団体との一層の連携強化を図った。

また、関係機関・団体に対し、あらかじめアンケート調査を実施して、支援センターに対する問題提起、疑問点等を寄せてもらい、地方協議会の際に寄せられた意見等を聴取するとともに、その意見等を業務に反映させるなどして、関係機関・団体との相互理解を深めるなど、更なる連携の強化が図られた。

2 人選に当たっての留意点

地方協議会を開催するに当たっては、各地方事務所において、議題や開催方法などにより、参加してもらう関係機関・団体を検討した上で出席依頼を行ない、利用者の意見が反映されるよう取り組んだ。平成22年度においては、地域の抱えている課題に応じ、例えば、生活保護をテーマに掲げて福祉相談窓口担当者に出席を依頼するなど、利用者の意見が反映されるような人選を行った。

【資料31】平成22年度地方協議会開催一覧

【資料32】平成22年度地方協議会参考事例一覧

【資料33】平成22年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

② 関係機関との連携強化

年度計画内容

- ア 内閣官房・法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。
- イ 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努める。
- ウ 社会情勢等に伴い新たに創設される関係機関・団体に関する情報収集に努め、支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努める。

1 中央レベルでの連携に関する取組状況

- ・法務省と連携し、内閣官房が主催する総合法律支援関係省庁連絡会議（7月開催、18府省庁が参加）に参加し、関係機関に対して支援センターの業務内容についての理解を得るとともに、連携強化を依頼した。
- ・同会議に出席した関係機関に対し、コールセンター見学会を2回実施した（7府省庁等参加・参加人数46名）。
- ・関係機関や団体が行う全国レベルでの研修会へ、支援センター本部から、講師を派遣した（10月不動産鑑定士協会）

2 地方事務所における連携に関する取組状況

- ・平成22年度中、全国の地方事務所、支部において、地方協議会や相互研修会・打合せ等を合計333回実施し、関係団体との連携の充実に努めた。

3 新たに創設される関係機関・団体等との連携に関する取組状況

- ・平成22年度における大型倒産事件であり、支援センターへも多数の問い合わせが来ることが想定される株式会社武富士に関する情報提供につき、金融庁及び武富士破産管財人から依頼を受け、コールセンター及び地方事務所において適切な情報提供を行うとともに、金融庁等と

連携して利用者に関係する窓口へ案内した（情報提供件数：513件）。

- ・日本弁護士連合会や弁護士会が新たに開設した中小企業を対象とする「ひまわりほっとダイヤル」につき、同連合会等と事前協議等を重ね情報提供を行った（情報提供件数：6,281件）。
- ・消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して運用する事故情報データバンクシステム（生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関から一元的に集約して提供するシステム）に対し、コールセンターに寄せられた相談情報のうち、該当情報を事故情報として登録した（登録件数：4件）。

年度計画内容

エ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に設置されている分科会や犯罪被害者支援に関する協議会等に参画するなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

1 犯罪被害者支援連絡協議会への参加

各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「犯罪被害者支援連絡協議会」（全地方事務所が加盟済み。平成22年度は48か所で開催）の場で、支援センターの犯罪被害者支援業務実績を報告し、かつ、他の機関・団体における取組状況等について情報交換を行うことなどによって、各関係機関・団体が行っている犯罪被害者支援業務に関する相互理解に努めることにより、連携の維持・強化を図った。また、日本弁護士連合会委託援助、被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度の各制度の利用についても説明し、支援センターの提供できる被害者支援制度について総合的な理解を深めることに努めた。

2 DV防止法第9条連絡協議会への参加

各地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った（平成21年度は25地方事務所が参加したが、平成22年度は41地方事務所が参加している。）。

3 関係機関との連携

「被害者週間」（11/25～12/1）には、関係機関とともに街頭で啓発・広報活動を行った。具体的には、啓発用グッズやリーフレット、チラシの配布、啓発パレードへの参加を行い、あるいは、イベント会場にブースを設置して、ポスター、パネルの展示などを行った。

【資料16】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

【資料17】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁

護士の紹介状況

【資料34】平成22年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容

【資料35】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続」の問い合わせに関する紹介先

【資料36】地方事務所における問い合わせ件数の推移

【資料37】平成22年度地方事務所に対応した問い合わせ内容

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総括

① 一般管理費等

年度計画内容

ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

業務の繁忙・内容に応じ、パートタイム・フルタイムの非常勤及び常勤職員の配置を行い、柔軟な雇用形態の活用に努めており、給与体系についても、国の制度と同じ内容の給与規程を維持している。給与規程については、平成22年の国家公務員給与法改正を踏まえ、支援センターの規程を改正した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、81.0ポイントとなっている。

年度計画内容

イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

平成22年度は、一般管理費（人件費を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。

本年度の人件費を除く一般管理費（2,824,549千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は2,270,230千円である。これは、前年度の人件費を除く一般管理費（2,296,082千円）と比べ、対前年度△25,852千円の削減となった（△1.1%減）。その結果、人件費を除く一般管理費について、前年度比1%（22,961千円）を上回る削減額を達成した。

経費削減の内容としては、前年度に実施した本部・地方事務所の広報活

動に係る経費（平成21年度280,904千円）について、平成22年度では広報活動の在り方を見直して、費用のかかる新聞広告の代替として記者説明会を利用、効果が高く低コストなホームページの充実を図るなどの取組を行ったことにより、265,494千円に削減した（削減額15,410千円）。また、研修実施経費（平成21年度74,757千円）について、平成22年度では、事務局長会議と管理者研修を同時に開催するなどの研修計画の見直しを行い64,242千円に削減した（削減額10,515千円）。

年度計画内容

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の削減を図る。

物品の購入、建物・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに際し、目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないものを除いて、一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によった。

これに加え、これら競争的手法において、競争性が十分確保されるよう、一者応札となった契約を精査し、応募者を増やすための改善方策について検討し、その方策である「一者応札・応募に係る改善方策について」をホームページに公表するとともに、この方策に従って、入札参加者を増やすため、入札参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行ったり、入札に関する情報として、公告文に加え入札説明書等を併せてホームページに掲示する等の措置を講じた。

さらに、少額随契の場合において、複数の業者から見積りを徴取し、最も低額な価格で契約することなどにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成22年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

② 組織の見直し

年度計画内容

ア 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総

合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

1 業務量に応じた適切な配置と採用

事件数が増加傾向にある中で、利用者へのサービスの質を低下させないよう配意しつつ、真に必要な職員数を配置するよう努めた。

平成22年度においては、事件数が多い事務所及び超過勤務時間が多い事務所について、職員一人当たりの事務量が適切となるよう、職員の増配置を行った。また、職員一人の出張所及び職員二人の支部について、円滑な事務の遂行のため、職員の増配置を行った。

2 真に必要な職員数の検証

真に必要な職員数の検証のためには、合理的な事務処理方法の確立が不可欠であるところ、事務処理の合理化・標準化に資するものとして、実務トレーニー制度を策定し、延べ33日・17名を参加させ、その完了報告書を社内LANに掲示し、情報の共有を図ることにより、地方事務所の業務の合理化を図る環境を整備した。

また、地方事務所の業務実態把握のため、本部総務部職員を全国13か所の事務所に派遣した。

年度計画内容

イ 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。

民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性については、当該地域の事件数及び弁護士数等に関する最新の情報を収集した上で日本弁護士連合会との協議も重ねるなどして、配置の必要性について検討した。また、地域の関係機関との連携協力関係の確保・強化の必要性については、常勤弁護士と福祉関係機関との連携をテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、常勤弁護士が関係機関と連携することによる「紛争の総合的解決のあり方」について検討するため、「常勤弁護士の役割等に関する検討会」を設置し、検討を重ねた。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）

年度計画内容

ウ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組

にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。

東京地方事務所管内に複数配置されている出張所について検証した結果、渋谷出張所については、事件数が他の出張所と比べ半分程度であること、本所及び新宿出張所に隣接していること、渋谷出張所と同一の場所にある第一東京弁護士会の渋谷法律相談センターを指定相談場所とすることにより、渋谷地区の需要に対応することが可能であることなどから廃止した。

(2) 情報提供・犯罪被害者支援

① コールセンターの利用促進

年度計画内容

ア 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所のそれぞれの利点を活かした役割分担の検討・明確化を図り、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。

イ 地方事務所への電話による問い合わせのうち、コールセンターで対応が可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの内線転送について試行を行うなどして電話転送の実施について検証し、費用対効果の観点を検討しつつ検討を行う。

1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知

コールセンターと地方事務所の役割について明確化し、分担を促進するため、ホームページやパンフレット等において、電話によるお問い合わせはコールセンターをご案内することを原則とし、最初から民事法律扶助をご希望の方、面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）は地方事務所へ案内するよう努めた。

2 コールセンターへの転送

地方事務所において、窓口対応専門職員の不在時や窓口対応専門職員が他の利用者への対応を行っている際に、コールセンターへ内線転送する試行を行い、利用者サービスの質を維持しつつ、効率化が図れるか否かという観点から、その効果等を検討した。

【資料 8】平成22年度情報提供件数の推移

【資料38】平成22年度における相談分野の概要

【資料39】平成22年度における関係機関紹介状況

② コールセンターの設置場所等

年度計画内容

コールセンターの業務委託契約更新時に向けて、経済性・効率性の観点からコールセンターの設置・運営に関する十分な検討を行う。また、検討に当たっては、コールセンターの柔軟な運営体制の構築及び人材の確保や研修の充実等のサービスレベル維持・確保に配慮し、安定的なコールセンターの構築・運用を図るとともに、業務内容の見直しや地方移転による運営コストの削減に努める。

1 コールセンターの仙台市への設置

コールセンターの運営については、平成22年度末に現委託業者との契約が終了することや、業務開始から数年が経過し、FAQ等のデータベースの蓄積や業務研修のノウハウも蓄積されてきたことなどを踏まえ、サービスの質の確保に留意しつつ、効率的な業務運営の観点から検討を行い、仙台市に自主運営のコールセンターを開設することとした。

2 運営コストの削減についての検討内容

(1) 運営コストの削減

コールセンターを地方に移転することにより、人件費など物件費の節減を行った。併せて自主運営することにより、人材の継続的雇用による研修経費の削減が可能となった。

(2) サービスの質の維持

サービスの質を維持するため、人材確保やインフラ整備の容易さなどを考慮して、仙台に移転することとした。

(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保

① 民事法律扶助業務の事務手続の効率化

年度計画内容

事務手続の効率化を図るため、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等を行う。

1 書面審査の活用

事務手続の効率化を図るため、援助開始決定時における書面審査の活用を推進し、平成22年度も前年度に引き続き、全ての地方事務所で書面審査が行われた。

2 審査方法の合理化

(1) 単独審査の推進

審査委員の人数を事案に応じて適正な範囲内で減らすよう、同時廃

止決定が見込める破産事件、公示送達による離婚事件、敗訴その他の理由により報酬金決定を伴わない終結事件等の審査については、審査委員1名による単独審査を推進し、多くの地方事務所で実施された。

(2) 専門審査委員制度の拡充

民事法律扶助の援助審査実務に精通した審査委員が集中的に審査の事前準備を行うことで、援助審査の合理化・効率化を図ることを目的として、平成20年度から地方扶助専門審査委員制度が導入されている。平成20年度は5事務所、平成21年度は17事務所、平成22年度は18事務所が本制度を導入しており、段階的に拡充し、合理化が図られている。

(3) 援助申込者からの提出書類の合理化等

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、合理化を図るべく、引き続き検討を継続する。

② 国選弁護業務の効率化

年度計画内容

- ア 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定については、申立ての内容に応じて地方事務所限りで処理する方針とし、そのための具体的な事務手続の在り方について検討する。
- イ 国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。
- ウ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。

1 不服申立ての事務手続の変更

報酬算定に対する不服申立てについて、その一部について地方事務所限りで処理できるよう、平成22年9月24日、「国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務運営細則」等の関連諸規程を改正した。前記改正細則等は同年10月1日施行され、この改正により、「不服申立てに対する判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合、具体的には、当該事件の報酬等の算定に影響し得る具体的な主張を欠く申立て等については、地方事務所限りで処理できるようにした。

平成22年10月の制度施行以降の不服申立て件数は、合計391件であり、うち36件(9.2%)については、地方事務所限りで処理されている。

【資料40】平成22年度不服申立て件数一覧表

2 一括契約弁護士数の増加

支援センター本部において、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を改訂し、地方事務所を

通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成22年4月1日時点では5,603名であったところ、平成23年4月1日時点では、6,413名と増加した。

なお、平成22年4月から同23年3月までの間に一括国選弁護人契約に基づき報酬算定がなされた事件数は、平成21年度の65件から同22年度の34件へと減少している（前年度比約48%減）。しかし、一括契約は、複数の即決被告事件について報酬及び費用が一括して定められる契約であることから、これに基づく報酬算定がなされるためには、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件の指名通知請求があることが必要になる。しかるに、①即決被告事件の数自体が平成21年度の3,934件から平成22年度の2,654件に減少しただけでなく、②そのうちで一括契約の対象から外れる被疑者段階から弁護人が選任されている事件の数が平成21年度の970件から同22年度の1,418件と増加していることから、論理的に一括契約の対象となり得る事件の総数（すなわち、①から②を差し引いた事件の数）は、平成21年度の2,964件から同22年度の1,236件へと減少している（前年度比約58%減）。

3 関係機関との協議

各地方事務所においては、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。

(4) 司法過疎対策

年度計画内容

上記1(2)①イの地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握に努める。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士によるサービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、本報告書26頁（V 1(2)①イ）に記載した基準に基づいて司法過疎地域事務所を設置した。

平成22年度に新設した司法過疎地域事務所は、沖縄県の宮古島地域事務所（管内人口約5万人に比し実働弁護士1名のみ、弁護士会からの設置要望もあり）、長崎県の雲仙地域事務所（管内人口約15万人に比し実働弁護

士3名のみ、国選事件の需要も多い)、島根県の西郷地域事務所(離島で、かつ弁護士ワン地域(実働弁護士はゼロ))の3か所である。

また、平成22年度までに設置した上記3か所を含む司法過疎地域事務所29か所について、日本弁護士連合会との協議も重ねて当該地域の最新の事件数、実働弁護士数等の情報の収集に努め、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行った上、司法過疎地域事務所の存続の必要性を検証した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成23年3月31日現在)

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

ア 客観的評価の実施

年度計画内容

情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を実施し、その結果を分析し業務内容や電話応対等にフィードバックする。

1 コールセンターに対する客観的評価の実施

(1) 評価の概要

平成22年11月に予めランダムに抽出した音声ログ45コールと、いわゆるミステリーコール3事例(多重債務・離婚・消費者問題)を各2回の計6コールを実施し、①基本スキル、②コミュニケーションスキル、③業務スキル、④対応プロセスの4項目について、それぞれの評価を行った。

(2) 評価内容のフィードバック

コールセンターでは定期的に管理スタッフによるモニタリングや個別指導を実施し、また、オペレーターが毎日自己評価シートを記入することとするなど、対応レベルの向上に努めているところであるが、今回の調査結果を踏まえ、コールセンターの委託業者に対して、評価結果を伝えるとともに、指摘された点を踏まえたオペレーターへの個別指導等のフィードバックを実施するよう指導した。

2 地方事務所に対する客観的評価

(1) 評価の概要

平成22年12月に、地方事務所20か所を選定し、コールセンターと同

様の3事例について各1回のミステリーコールを実施し、計60コールについてコールセンターとほぼ同様の項目に基づき評価を行った。

(2) 評価内容のフィードバック

平成23年2月から3月に地方事務所の情報提供担当職員の研修を実施し、本評価結果も踏まえ窓口対応専門職員に対する管理・指導・コーチング・フィードバック方法等についての資料を配布し、窓口対応専門職員への積極的な指導を行うよう指示した。

イ 関係機関情報の充実

年度計画内容

関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研修会等を開催又は積極的に参加する。

関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。

1 関係機関との情報交換

地方事務所等において、地方協議会を開催するなどして、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明し、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持っていただくとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。

2 関係機関情報の充実・共有化

関係機関情報については、地方事務所を中心に、地域の実情に応じた新たな窓口を加えることにより、既に24,700件余の登録を行っており、量的な目標はほぼ達成できたと考えている。

ウ アンケート調査の実施

年度計画内容

通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 ホームページにおけるアンケート（評価 3.6）

地方事務所やコールセンター、メールによる情報提供を利用された方が、情報提供を受けた際の職員対応、情報提供の内容の的確性、支援セ

ンターをどのように知り、どのように利用したのかについて、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。

昨年度、コールセンター及び地方事務所において対応した情報提供件数は、約59万件であるが、ウェブアンケートは160件にとどまっており、アンケート調査の実施方法等について、検証する必要がある。

2 コールセンターにおけるアンケート（評価 4.5）

コールセンターについては、平成22年10月20日から同年11月19日までの間（調査対象総件数31,068件中2,456件回答。有効回答率7.9%。）、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.5の満足度を得ている。

3 地方事務所におけるアンケート（評価 4.3）

地方事務所については、平成22年10月1日から同年12月28日までの間（総面談件数5,128件中1,666件回答。有効回答率32.5%。）、面談による情報提供を受けた利用者、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で4.3の満足度の評価を得た。

【資料41】利用者満足度調査

エ オペレーター等の質の向上

年度計画内容

客観的評価結果や満足度調査の結果を踏まえた業務の見直しに努めるとともに、利用者の声を反映させ、サービスの向上とより効果的な情報提供を行うため、コールセンターのオペレーター及び地方事務所情報提供担当職員・窓口対応専門職員に対する研修計画を策定する。

利用者からの問い合わせに対する事案の整理や利用者の抱えるトラブルに最適な情報提供が行えるような能力を養成するため、オペレーター相互間のケーススタディやロールプレイ等の実践に即した研修を行う。

1 研修計画の策定

仙台コールセンターで採用するオペレーター（第1期：平成22年10月採用）を対象とした研修計画を策定した。第1期以降の採用者（第2期：平成22年12月、第3期：平成23年1月、第4期：平成23年2月）を対象とした研修については、第1期研修の成果を踏まえて随時、研修計画の細部を見直し、微修正を行った。

2 研修の実施

情報提供課では、アンケート調査や第三者による評価結果を踏まえ、以下のとおりオペレーター等の質の向上に努めた。

(1) コールセンターオペレーターについて

東京コールセンターについては、結果を伝達した上で、オペレーターに対する指導の実施を委託業者に対して指示した。また、その対応結果について、委託業者が行う週次・月次等の定例報告会の際に確認した。

仙台コールセンターでは、これまで蓄積されてきたアンケートや評価結果を踏まえ、オペレーターへの研修計画にロールプレイやケース・スタディを加えて実施した（平成22年10月～）。

(2) 地方事務所の窓口対応専門職員について

地方事務所の窓口対応専門職員の質の向上については、平成23年2月から3月に窓口対応専門職員に対する管理・指導を行う地方事務所常勤職員に対する研修を実施し、窓口対応専門職員への指導やフィードバック方法について説明するとともに、研修用資料を配布し、地方事務所の窓口対応専門職員の質の向上に努めた。

② 提供する情報の内容及びその提供方法

年度計画内容

ア 新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持に努める。また、特に頻繁に利用されるFAQを抽出し、模範的な情報提供事例やトークフローを整理するなどして、より均一で正確な情報提供を行うための環境整備に努める。

1 FAQの見直し、更新

業務開始以降コールセンターに寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQを随時更新・増加を図った。また、よく利用されるFAQ約750問をホームページで公開している。

平成22年度におけるFAQ更新件数は以下のとおり。

FAQ更新件数： 128件

FAQ新規投入件数： 29件

FAQ総件数： 3,443件

2 情報提供の環境整備

頻繁に利用されるFAQや法制度知識のまとめ及び問い合わせ対応チャートなどを記載した研修用資料(金銭債務・男女夫婦・相続・労働)を作成・配布し、より実践的な研修に努めた。

年度計画内容

イ 検索機能の充実や簡易な後処理機能など、オペレーター等にとってより使いやすく、また、利用者にとって適切な情報を速やかに提供が行えるようなシステムの構築・改修に努める。

ウ 利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与が可能な体制作りのための、関係機関・団体との協力関係の強化・充実に努め、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。

エ 転送・取次を可能とする関係機関・団体との連携関係の構築を進めるとともに、利用者に対して、関係機関・団体への問い合わせの際に必要な書類の教示や各種申請書様式の提示・配布等を行うなど、より利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスの充実に努める。

1 システムの構築

情報の提供とその結果を迅速かつ正確に行うことを目的に、情報提供に関する新システムを構築した。具体的には、①ユーザーインターフェイスの変更により操作性やFAQ探索、関係機関データベース検索の向上が図られた。②マルチウィンドウの採用により、後処理が一括して行えることとなり、迅速性に加え、情報の正確性も確保されるようになった。

2 情報提供の正確性の確保と内容の充実

情報提供の正確性を確保し併せて質の向上を図るため、関係機関等の協力を得て、法律専門家を以下のとおり配置した。

- ・メール対応及びFAQ更新・追加等のため、本部に専門員として弁護士・司法書士を配置した。

- ・東京コールセンターでは、首都圏の弁護士会の協力を得て弁護士による情報提供を実施した（TA制度）。

- ・仙台コールセンターに常勤の弁護士2名を配置するとともに、仙台弁護士会の協力を得て弁護士の非常勤専門員を配置した（LA制度）。

3 必要書式の提示・配布

最高裁判所の協力を得て、家事事件の申請書書式・記載例等を窓口配布するなど、利用者の立場に立ったよりきめの細かい情報提供サービスに努めた。

年度計画内容

オ LGWANやテレビ電話などのIT技術を駆使した情報提供サービスの実現可能性について検討する。

I T技術を利用する情報提供に関連する情報の収集に努め、テレビ会議方式等について検討を継続中である。

③ 最適な情報の迅速な提供

年度計画内容

- ア 消費者庁が進める事故情報データベースに参画する。
- イ ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実を図るとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図るための周知を行う。

1 事故情報データベースへの参画

コールセンターにおいて事故情報を聴取し、利用者本人の了解を得られたものについては、事故情報データベースに対して情報提供を行った(4件)。

2 関係機関情報等の充実・周知

ホームページにおける関係機関情報を日々更新するとともに、法制度情報について速やかな更新に努めた。

コールセンター見学や各種打合せ・関係機関との会議において、ホームページ上でデータベースの利用が可能な旨周知し、積極的な活用を依頼した。

また、詐欺情報と思われる情報について、関係機関と速やかに情報を共有するほか、ホームページでの周知や地方事務所に対する注意喚起及び類似案件の情報収集を指示した。

④ 法教育に資する情報の提供等

年度計画内容

情報提供の一環として、支援センターとしての中・長期的な法教育への関与の在り方を検討・企画するとともに、関係機関・団体と連携し、地域社会での法教育の取組に参加し、地域における法教育において適切な役割を担うための取組を進める。

1 法教育普及の基盤整備

平成22年度は、支援センター本部において、支援センターとしての中・長期的な法教育への関与の在り方等について、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会などの中央関係機関と多数回にわたり協議・検討を行った。

また、5地方事務所において、地域における法教育の普及・発展のた

めに、関係機関等との協議・連携等を視野に、平成22年度支援センター地方協議会を法教育（法に関する教育）をテーマとして開催した。

2 法に関する教育の実施

法教育への具体的取組としては、38地方事務所において、講演や出前授業への職員の派遣、あるいは支援センターの業務説明などの法教育（法に関する教育）活動を実施した。

実施件数は、総計283件であり、内訳は、学校を対象としたものが37件、学校以外の社会人を主な対象としたものが246件である。

(2) 民事法律扶助

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

年度計画内容

ア 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備として、援助類型ごとにモデルケースを作成して契約弁護士・司法書士に周知するとともに、利用者に対しても各援助類型の内容について、適宜説明するなどの取組を行う。

〔最適な援助を提供するための環境整備〕

書類作成援助や簡易援助の実施を検討すべき事案については、その旨を積極的に地方事務所に伝え、受任予定者、受託予定者に検討を促した。書類作成援助や代理援助が相応しい事件のモデルケース作成の検討については、日本司法書士会連合会との協議を開始した。

年度計画内容

イ 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、ニーズを反映した事業の在り方について検討する。

1 民事法律扶助改善プロジェクトチームにおける検討

平成22年5月に民事法律扶助制度改善プロジェクトチームを設置し、「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」をはじめとする各種調査の結果を踏まえ、民事法律扶助制度も含めた司法アクセス全般の改善について検討を行った。

2 専門法律相談の推進

同調査の結果、法律問題の経験があっても法律相談をしなかった理由として、「自分で解決したいから」「何をしても無駄だと思うから」「時間がかかりそうだから」といった心情的・価値的な面が、費用の面よりも上位となっており、特に壮年層・高齢層ではその割合が高いことから、

専門分野に精通した弁護士による専門法律相談を推進することも、潜在的な法的ニーズを反映するためには効果的であると考え、専門法律相談の実施を推進している。

専門分野についての法律相談援助は、東京地方事務所が従前から多重債務、労働問題、DV、医療過誤、消費者問題、外国人の専門相談を実施している他、平成23年2月から大阪地方事務所において弁護士会と共催して外国人の専門相談を実施している。この他、全国の地方事務所では各契約弁護士・司法書士の取扱分野を契約時のアンケート調査等により把握していることから、相談の予約時に相談担当者の取扱分野を考慮するなどの工夫も行っている。

3 若年層への広報

同調査結果を踏まえ、特に「若年層」において、法的トラブルを抱えながらも誰にも相談できない、あるいは友人にしか相談しない場合が多い傾向が強くみられることから、「新成人400人を対象とした法的トラブル意識調査」を実施し、その調査結果をPRイベントを通じて公表する広報を実施した。

② サービスの質の向上

年度計画内容

ア 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等により、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成21年度と比較して短縮させるよう努める。

1 審査の合理化等

援助開始決定時に支援センター事務所まで来訪せずとも援助審査が可能な書面審査の活用を推進し、平成22年度も前年度に引き続き、全ての地方事務所で書面審査が行われており、援助申込者の負担軽減を図った。

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、援助申込者の負担を軽減すべく、引き続き合理化を検討していく。

2 援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮

平成22年度における援助申込みから援助開始決定までの平均所要日数が2週間以内の事務所は44地方事務所であり、全地方事務所において期間短縮の実施に近づいている。

なお、DV案件等により、相談者の身体上の安全に危険が及ぶ場合などの緊急な対応を要する案件については、相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施することで対応している。ただし、

一部の事務所では、申込み件数が増加したことにより相談や援助開始決定までの所要日数が長くなっているため、今後も、同日数が長い事務所の改善方策を引き続き検討する。

年度計画内容

イ 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知する。

1 契約弁護士・司法書士への適時適切な周知

新たな制度、利用者からの意見等については、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知しており、平成22年度は、「生活保護受給者の破産予納金立替」についての説明を行った事務所が多数あった。47地方事務所においては、民事法律扶助事業の現状や問題点、案件担当に当たっての注意事項等について、独自に工夫したり、また、弁護士会及び司法書士会の主催する説明会に参加・共催する等により、契約弁護士・司法書士を対象とする説明会を実施した。説明会を実施しなかった3地方事務所においても、契約弁護士・司法書士に個別に文書を出発する等により新たな制度の周知や案件担当に当たっての注意事項の徹底等に努めた。

2 契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組

本部民事法律扶助課において、平成22年12月に日本弁護士連合会主催の市民窓口及び紛議調停に関する全国連絡協議会において、「法テラス関連の苦情対応についての報告」を行い、利用者の視点に立った注意事項の徹底等に努めた。平成23年1月には、日本弁護士連合会主催の講習会（「民事法律扶助ってなあに～活用のノウハウ～」全国39弁護士会及び22支部の計61か所にてテレビ会議実施）において、民事法律扶助制度の概要について説明し、契約弁護士の制度理解の向上に努めるなど、サービスの質の向上を図る取組を行った。また、両講習会の資料として、「利用者から寄せられた声」を提供し、弁護士に関する苦情の実際を周知し、弁護士によるサービスの質の向上を図る取組を行った。

【資料42】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

年度計画内容

ウ 労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の拡充に努める。

1 東京及び大阪地方事務所における取組

東京地方事務所において、多重債務、労働問題、DV、医療過誤、消費者問題、外国人の専門相談を実施しているほか、本年2月から大阪地方事務所において弁護士会と共催で外国人の専門相談を実施している。

2 その他の地方事務所における取組

弁護士・司法書士数が少ない地域では専門相談の実施が困難であるが、契約時のアンケート調査等に把握した各契約弁護士・司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮したり、DV案件等で相談者の身体上の安全に危険が及ぶような緊急対応を要する場合などは、相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施するなどの工夫で対応している。

3 専門分野に精通した契約弁護士・司法書士の確保

専門分野をテーマとする説明会について、平成22年度は、長崎と高知の2地方事務所労働事件をテーマに行っている。その他の地方事務所では、弁護士会・司法書士会が主催する講習会等への参加を呼びかけるなどして、専門分野に精通した契約弁護士・司法書士の確保に努めている。

(3) 国選弁護人等確保

① 迅速かつ確実な選任態勢の確保

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成22年度に1回以上設ける。とりわけ、裁判員裁判における国選弁護人の選任の運用について、裁判所及び弁護士会と協議を行う。

支部を含む全ての地方事務所において関係機関との協議が行われ、同協議の席上、国選弁護人及び国選付添人の選任態勢及び国選被害者参加弁護士の選定態勢について協議した。

上記協議の席上、特に、裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する契約弁護士が国選弁護人に選任されるとともに、その知識や経験を多くの契約弁護士が共有できるようにするための工夫等について協議した。

【資料43】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

② 通知時間の短縮

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間

(被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等)を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

1 目標設定

支部を含む全ての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、被疑者国選弁護については、全ての地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選弁護については、多くの地方事務所で、原則24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。また、国選付添の指名通知の目標時間についても、裁判所・弁護士会と協議の上、ほとんどの地方事務所で原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定されている。

2 達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護及び国選付添とも、支部を含め、おおむね設定された目標時間以内に指名通知が行われている。特に被疑者国選弁護については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知がなされた事件などの事情から当日中に指名通知に至らない事件も少数あるが、全事件の約99%について、指名通知請求から24時間以内に指名通知がなされている。

【資料44】平成22年度被疑者国選事件指名通知状況

③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

年度計画内容

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。

1 国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会の実施等

支部を含めた全ての地方事務所において年度計画に基づく国選弁護及び国選付添に関する説明会を実施した。説明会の内容としては、解説書等を配布したものが55か所、支援センター主催の説明会を実施したものが20か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが26か所であった。

(2) それ以外の取組

5か所の地方事務所・支部においては、合計9回にわたり、各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、「刑事尋問技術」の講義、「刑事弁護（応用編）」の講義といったものや無罪事例報告と質疑応答というものがなされている。

平成22年8月12日、13日（東京会場）及び同月19日、20日（大阪会場）に、支援センター本部と裁判所との共催により実施した常勤弁護士業務研修（法廷弁護技術研修）に一般契約弁護士の参加も認める形での研修を実施し、合計16名の一般契約弁護士の参加を得た。同研修では、主として裁判員裁判を想定した刑事弁護の法廷技術に係る講義・演習や、現に裁判員裁判を担当している裁判官による講義がなされた。

2 犯罪被害者支援に係わる弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会の実施等

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催、地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の内容、説明等を行った。また、平成22年4月の国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部において、被害者国選弁護に関する解説書である「被害者国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、説明会等で同解説書を配布し、被害者国選弁護関連業務に対する理解を得るために活用した。

(2) その他の取組

日本弁護士連合会との協議の場で、精通弁護士に対する苦情・意見について情報提供を行うなど、二次的被害防止に留意した被害者対応の重要性についてさらに意見交換を進めた。二次的被害防止に関するカリキュラムを盛り込んだ本部主催の担当職員研修にスタッフ弁護士が参加した。

(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務

① 体制整備

年度計画内容

民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。

平成22年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計

82か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は16か所、地域事務所は10か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし7名の常勤弁護士を常駐させており、常勤弁護士を複数名配置した法律事務所は合計59か所である。

なお、平成22年度中に複数配置となった支援センター法律事務所は、福知山、愛知、五島、対馬、平戸、福島、会津若松、宮古の8か所であった。

また、司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域に隣接する千葉に常勤弁護士を重点的に設置し、各常勤弁護士が近接する司法過疎地域に法律サービスを提供するなどの工夫にも努めた。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）

② サービスの質の向上

年度計画内容

常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、担当事件の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。

1 研修の実施

支援センター本部主催の常勤弁護士を対象とする研修において、常勤弁護士のOBを講師として、地域の福祉機関や行政機関等といかに効果的に連携していくかをテーマとする講義を盛り込み、常勤弁護士ならではの連携の具体的なノウハウを伝授するとともに、研修参加者間でグループ討議を実施するなどして、連携に関する各常勤弁護士の経験や知識並びに各地域ごとの特殊性及びこれに対する対応策等の情報を常勤弁護士間で共有させ、関係機関との連携に対する意欲及びスキルを高めてもらい、積極的に取り組んでいくよう促した。

2 日本弁護士連合会との協議

支援センター本部、地方事務所及び日本弁護士連合会が共同して、常勤弁護士の関係機関との連携の在り方に関する検討会を立ち上げ、各地の常勤弁護士が実践している連携の実態を調査・研究した上、これを踏まえて、各常勤弁護士がより効果的に関係機関と連携していくための具体的な方策を協議した。

3 シンポジウムの開催

平成22年10月には、「市民と司法の架け橋を目指して」と題する常勤弁護士と福祉機関との連携をテーマとしたシンポジウムを開催し、弁護士や司法修習生等の法曹関係者のみならず、多数の福祉機関及び行政機

関係者等の参加を得て、常勤弁護士の連携に関するこれまでの実績を紹介するとともに、司法と福祉の連携の在り方及び福祉の現場が弁護士に望むこと等について公開討議を行い、関係機関に対し、常勤弁護士をより活用してもらうようアピールをした。

【資料28】シンポジウムチラシ

(5) 犯罪被害者支援

① 利用者のニーズの把握と業務への反映

年度計画内容

地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成22年度に1回以上設ける。

1 意見の聴取

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施時期：平成23年1月から3月まで

アンケート送付機関・団体数：1,789（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

回答機関・団体数：1,251（回収率70%）

実施方法：各地方事務所からアンケートを郵送

聴取項目

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 支援センターとの連携（紹介・取次等）状況
- 支援センター等に対する被害者等からの意見
- 各機関のセミナーやイベントの主催・共催状況
- その他意見・要望

支援センターの行う犯罪被害者支援業務は約90%の関係機関・団体に周知されている。

支援センターの行う業務のうち、被害者参加人のための国選弁護制度の認知度が50%程度とやや低いため周知に努めたい。

連携（紹介・取次等）状況は、支援センターからの紹介数3,531名、関係機関・団体からの紹介数16,540名であった。

2 被害者等からの意見

ご意見の中に、民事法律扶助等への適切な引継ぎを求めるものがあった。支援センターでは犯罪被害者が経済的に困っている場合でも、被害

直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に関し弁護士の援助を受けることが可能である。被害者にとって最も必要な支援が受けられるよう制度の周知に努めたい。

本年度における施策への反映状況については、過去の意見聴取で得られた「業務の概要を分かりやすく伝えてほしい」という意見に対応して、利用者に対し分かりやすく支援センターの犯罪被害者支援業務を知ってもらうため、ホームページの内容改訂を行った。また「利用者に対する法テラスが行う犯罪被害者業務の周知」という要望に関しては、内閣府が発行している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン（第47号 平成22年4月15日発行）」にリーフレット改訂に関する情報を掲載いただいた。

② 提供するサービスの質の向上

年度計画内容

ア 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速適切な情報提供に努める。

犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所の窓口対応専門職員に、犯罪被害者支援に精通している職員を効率的・効果的に配置する。

1 効率性と犯罪被害者の心情に配慮した情報提供

ア 担当職員研修

本部主催の平成22年度犯罪被害者支援業務担当職員研修では、臨床心理士による二次的被害の防止に関する講義をカリキュラムに組み込んだ。この研修の受講者が、所属事務所職員に対し当該講義内容等の研修を実施し、犯罪被害者の心情に十分に配慮した対応に関し、職員全体の質の向上及び提供するサービス（対応）の均質化を図った。

イ システム情報の統一と共有

本部が作成した犯罪被害者支援業務マニュアル（平成22年度に改訂版作成）において、犯罪被害者からの相談内容及び当該相談に対する対応状況に関し、システムへの正確な情報入力を指示し、これにより職員相互間で情報の共有・対応の統一化を図った。

ウ 外部研修

各地方事務所において、被害者支援センター等関係機関が行う犯罪被害者支援員養成研修等に担当職員（窓口対応職員を含む）が参加したり、関係機関から講師を招き、職員研修を行うなど、犯罪被害者の心情に配

慮した対応の質の向上を図った。

エ オペレーターからの意見聴取

本部・コールセンター犯罪被害者ダイヤルオペレーターとの意見交換会において、同オペレーターから提示された対応方法に関する改善意見等を地方事務所にフィードバックすることにより、オペレーターの視点から見た対応上の問題点を客観的に提示する取組も行った。

これらの取組を通じて、業務の効率性を踏まえながら、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供の実施態勢を図った。

2 被害者支援に精通した職員態勢

犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所を対象として、全国9か所の地方事務所等（東京、神奈川、埼玉、千葉、京都、兵庫、愛知、広島、札幌）に、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の職員（窓口対応専門職員を含む）が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員に関しても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、上記本部研修の内容に係る研修等を行い、犯罪被害者の心情に十分配慮した適切な情報提供の態勢を整えている。

年度計画内容

イ 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成22年度に1回以上実施する。

犯罪被害者支援業務担当職員は情報提供業務と被害者国選関連業務を担当していることから、臨床心理士の講義による二次的被害の防止を図るための実践的知識の涵養、報酬算定実務面に係る知識の習得及び犯罪被害支援に係るサービスの質を全国的に均質なものとするための情報共有等を目的とした研修を平成22年10月に実施した。

年度計画内容

ウ 各地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し、適切に紹介を行う。

犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）を紹介する体制の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士の確保に取り組んできたところ、その結果、下記のとおり、精通弁護士名簿登載者数、及び精通弁護士紹介件数は着実に増加している。

〔精通弁護士の確保状況〕

平成22年4月1日現在	1,839人	
平成23年4月1日現在	2,028人	(189名増加 約10.3%増)

〔精通弁護士紹介実績〕

平成21年度	898件
平成22年度	929件

また、サービスの質の向上を図るために、日本弁護士連合会と協議の上、支援センターに寄せられた精通弁護士に対する苦情・意見につき、当該事例の概要及び利用者からの弁護士に対する意見・要望を日本弁護士連合会に提供している。

【資料29】被害者参加弁護士契約弁護士数、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）数の推移

年度計画内容

エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。

1 犯罪被害者への支援の充実

コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど、統一した対応が行えるよう配慮している。取次ぎを受けた地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。

そして、これらの各援助制度に関する適切かつ積極的な情報提供及び連携が円滑に図られるよう、職員向けに犯罪被害者支援業務マニュアル、トークスクリプト、ポンチ絵を整備して、理解を深めさせるなどして、対応の均質化を図っている。

また、本部・コールセンター犯罪被害者ダイヤルオペレーターとの意

見交換会における協議を通じて、上記情報内容を正確に登載することを目的とした聴取項目メモの改訂も行った。

併せて、各援助制度の周知等を図るため、FAQを見直し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者にリーフレットの適宜配布の依頼をし、関係機関等による協議会や、被害者週間における各種啓発活動に参加するなどの取組を行った。ホームページ上においても、各制度の概要を掲載し、制度利用に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫をすることで、各制度に係る情報入手・利用に関する利便性を図っている。

2 専門相談の推進

犯罪被害者に関する専門相談については、東京地方事務所において、DVの専門相談を実施している。

3 その他の取組

専門相談の実施が困難な地方事務所においても、契約時のアンケート調査等で把握した各契約弁護士・司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮して法律相談援助を実施したり、精通弁護士を紹介をしており、DV案件等で相談者の身体上の安全に危険が及ぶような緊急対応を要する場合などは、対応可能な相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施するなどの工夫で対応している。

4 民事法律扶助制度の利用の増加

平成21年度の損害賠償命令申立件数は112件であるところ、本年度の同件数は141件である。

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 総括

年度計画内容

広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。

支援センターの寄附制度には、広く一般から募る「一般寄附」のほか、刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れる「しよく罪寄附」があり、一般寄附については、主として一般から小口の寄附を募る「サポーターズクラブ」、保護観察対象者から受け入れる「更生寄附」、それ以外の「その他寄附」の3つの制度から構成されている。

これらの寄附への協力を呼びかけるため、ホームページ上に案内コーナ

一を設けているほか、関係機関等に広く配布する広報誌（年4回発行）やメールマガジンにおいても寄附募集のアナウンスをするなどして、制度の周知を図った。

特に、刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れているしよく罪寄附については、支援センターの全ての契約弁護士に対して寄附制度の案内チラシを発送したほか、しよく罪寄附を行った被疑者・被告人の代理人弁護士を対象に行ったアンケート結果（判決における情状考慮の有無等）をホームページ上で公表するなど、重点的に制度周知のための施策を講じている。

（平成22年度実績）

しよく罪寄附	125,755千円
一般寄附	16,516千円
計	142,271千円

(2) 民事法律扶助

年度計画内容

① 立替金債権等の管理・回収計画等

地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ることなどにより、債権管理コストの削減を図る。

1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施

平成22年度は、実際に被援助者に対応している地方事務所の経験やノウハウを活用し、本部で行う督促と連動した形で、各地方事務所ごとに管理回収計画を立て、その計画に沿って償還金確保に努めた結果、償還金額は101億8828万7394円（前年度比4.7%増）であった。

2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減

平成22年1月以降、立替金の償還猶予及び免除についての運用を見直し、被援助者が援助継続中に生活保護を受給している場合は、原則として、援助終結まで立替金の償還を猶予するとともに、援助終結時に生活保護を受給している場合には、当該被援助者に対し、立替金の償還を免除することが可能な旨の周知の徹底を図ることとした。その結果、同年

6月には既に終結決定がされている者で免除申請があった者に対して免除決定を行い、償還の見込みがない立替金債権等についての償却処理をし、債権管理コストの削減を図った。

この結果、平成22年度の償還免除金額は26億7099万6326円（前年度比168%増）、みなし消滅額は1023万5213円（前年度比15%減）となった。

【資料45】立替金残高表

【資料46】法律相談費

【資料47】代理援助立替金実績

【資料48】書類作成援助立替金実績

年度計画内容

② 効率的で効果的な回収方法の工夫等

償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図るために、以下の取組について検討し、費用対効果の観点も踏まえ、実施可能なものから速やかに実施する。

ア コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して、初期滞納の段階での回収の改善を図る。

イ 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。

ウ 集中的に督促を行うための体制を整備する。

エ 援助開始時における償還制度の説明を更に徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。

オ 電話による督促を実施する。

カ 被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。

これらの取組により、平成21年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、より適切かつ機動的な債権管理を実現するための環境整備としてシステム改修等の検討に取り組む。

平成22年度中に行った効果的な回収を図るための取組については以下のとおりである。

ア コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備

平成22年7月には、それまで、督促対象が初回、1か月、2か月連続、3か月連続滞納者だったものを、4か月連続、5か月連続、6か月連続滞納者にまで拡大した。

イ 償還率の高い地方事務所の取組分析及び全国一律の督促指針の作成

平成22年12月に開催された民事法律扶助研修において、償還率の高い地方事務所における償還金確保に向けた具体的な取組状況を発表し、他の地方事務所の参考に供した。さらに、償還率の高い地方事務所での取組を参考にし、地方事務所で行う債権管理回収についての全国一律の督促指針である「立替金債権管理回収の手引き」を作成した。

ウ 集中的な督促体制の整備

最終的な督促体制の整備には至っていないが、平成22年度は、6か月を超えて滞納している者に対して、本部から一斉に手紙による督促（いわゆるCランク債権督促）を行った。このうち転居先不明で手紙が返送されたものについては、市区町村に戸籍附票や住民票を請求して所在の調査を行った。また、後記オのとおり、手紙督促を行っても償還のない者に対して電話督促を行った。

エ 援助開始時における償還制度の説明徹底による被援助者への償還の意識付けの強化

償還制度の説明の徹底、償還の意識付けの強化を目的として「返済のしおり」を作成し、平成23年1月から全ての援助開始決定者に対して配布を開始した。

オ・カ 電話督促の実施及び継続的な償還の促進

平成22年7月から本部において電話督促を開始した。初回のゆうちょ銀行からの引落ができず、コンビニ督促が発出された者に対して、電話でコンビニでの支払及びゆうちょ銀行での継続的な支払を促した。さらに、償還が厳しい被援助者に対して、電話で償還月額を調整する等生活状況に応じての償還を促した。

キ その他の取組

償還について、受任者からの協力を得られるよう日本弁護士連合会に協力を求め、日本弁護士連合会から単位弁護士会及び会員あてに、地方事務所で行う償還金確保に向けた取組について連携するよう協議すること、償還金確保のために協力をしてもらおう旨の通知文が発出された。

日々変化する債務者の状態や、督促・償還状況を常に把握し、効果的な回収を行うため、債権管理回収に関するシステム改修の検討を開始し、平成23年度から改修に向けた作業に入る予定である。

(3) 司法過疎対策

① 有償受任等による自己収入

年度計画内容

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、受任した有償事件の処理を適切に行う。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに応じてバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて事件を受任することとした。

平成22年度までに司法過疎対策として設置した29か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の3割程度が4号有償事件(1,032件)、4割程度が民事法律扶助事件(1,329件)、3割程度が国選弁護・付添事件(986件)であった。

なお、司法過疎地域事務所の事業収益は、平成21年度については3億4003万7千円、同22年度については4億3416万6千円（前年度比28%増）であった。

② 財政的支援の獲得

年度計画内容

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。

平成22年度に新設した司法過疎地域事務所3か所のうち、長崎県の雲仙地域事務所については、地方公共団体から廉価な賃料で事務所を賃借し、沖縄県の宮古島地域事務所についても、地方公共団体から廉価な賃料で事務所を賃借した。

(4) 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

① 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

② 中国残留孤児援護基金委託援助業務

財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成22年度の援助総申込件数は17,587件であり、平成21年度の18,164件と比較して577件減少している。これは次に述べる刑事被疑者弁護援助におけるものが減少理由の一つと考えられる。

平成21年度における刑事被疑者弁護援助7,165件であったのが、平成22年度には5,556件と1,609件減少している。これは平成21年5月から被疑者国選制度の対象範囲が拡大したことにより、本年度においても引き続き影響を受けていることを示していると考えられる。一方、少年保護事件付添援助においては、平成21年度に6,914件であったのが、平成22年度には7,867件と953件増加している。

平成22年度は少年保護事件付添援助のほか、外国人に対する法律援助、犯罪被害者法律援助における件数の伸びが著しい。

支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日本弁護士連合会委託援助業務の目的は着実に成果を上げてきている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成22年度は2件の援助申込みがあり、その全てについて援助開始を決定した。

内訳は、就籍申立て許可の審判申立てが2件である。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介して、制度の広報に努めている。

【資料49】平成21年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

【資料18】平成22年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

年度計画内容

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書の明解な表示を工夫する等より分かりやすい形で情報開示を行なう。

財務諸表の透明性を確保するため、事業報告書における各勘定科目の解説を平易な言葉で表現することや、図表や経年比較等を盛り込むことによって、視覚的にも情報を読み取りやすくする工夫をした。

情報提供業務、民事法律扶助業務等の各セグメント情報については、十分な検証が行えなかった。

(6) 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から別紙3のとおりである。

5 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

7 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

年度計画内容

業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置に取り組む。

増員人数にあわせた備品整備を行うとともに、当該増員により事務所面積の拡充が必要となる場合には、建物の形状等を踏まえた適切な規模となるような増床を行った。また、業務量の増加に伴う書棚等の設備の増設に際しては、将来的な予測をも勘案して適切な整備を行った。

組織の活性化を図るため、勤務評定及び勤務成績評価を実施し、人事配置等の資料として活用の上、人事異動計画を策定するとともに、職員の採用においても、十分な能力と適性の判断材料とするため、多肢択一式問題、論文問題及び面接による試験を実施し、利用者サービスの向上に資する人

材という観点から選考を行った。面接の実施に際しては、局部長、課長、課長補佐及び地方事務所職員を面接官とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接官の構成を決定している。

以上

平成22事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	440	440	(注1)
運営費交付金	15,542	15,542	-	
受託収入	17,349	16,451	△ 898	(注2)
補助金等収入	157	149	△ 9	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,563	11,141	△ 421	(注4)
事業外収入	73	101	28	(注5)
計	44,683	43,824	△ 860	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,751	7,120	368	
うち人件費	4,469	4,295	△ 174	(注6)
物件費	2,282	2,825	542	(注7)
事業経費	20,583	19,085	△ 1,498	
うち民事法律扶助事業経費	19,654	17,822	△ 1,832	
その他事業経費	929	1,263	334	(注8)
受託経費	15,548	14,786	△ 762	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	12,789	12,165	△ 624	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,759	2,621	△ 138	
うち人件費	2,237	2,129	△ 108	(注6)
物件費	522	492	△ 30	
受託経費	1,801	1,665	△ 136	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,717	1,581	△ 136	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	84	84	-	
うち人件費	68	68	-	
物件費	16	16	-	
計	44,683	42,655	△ 2,028	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分89百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

事業外収入の予算額と決算額の差は、講演謝金収入の実績額が多かったことなどによる。

(注6)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注7)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注8)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター関係経費の支出が多かったことなどによる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成22事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	440	440	(注1)
運営費交付金	15,542	15,542	-	
補助金等収入	157	149	△ 9	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,563	11,141	△ 421	(注3)
事業外収入	73	101	28	(注4)
受託収入	1,801	1,665	△ 136	
計	29,135	29,038	△ 98	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,751	7,120	368	
うち人件費	4,469	4,295	△ 174	(注5)
物件費	2,282	2,825	542	(注6)
事業経費	20,583	19,085	△ 1,498	
うち民事法律扶助事業経費	19,654	17,822	△ 1,832	
その他事業経費	929	1,263	334	(注7)
受託経費	1,801	1,665	△ 136	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,717	1,581	△ 136	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	84	84	-	
うち人件費	68	68	-	
物件費	16	16	-	
計	29,135	27,869	△ 1,266	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分89百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

事業外収入の予算額と決算額の差は、講演謝金収入の実績額が多かったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注7)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター関係経費の支出が多かったことなどによる。

(注8)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成22事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	15,548	14,786	△ 762	(注1)
計	15,548	14,786	△ 762	
支 出				
受託経費	15,548	14,786	△ 762	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	12,789	12,165	△ 624	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,759	2,621	△ 138	
うち人件費	2,237	2,129	△ 108	
物件費	522	492	△ 30	
計	15,548	14,786	△ 762	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成22事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	44,683	42,655	△ 2,028	
経常費用	44,683	42,655	△ 2,028	
事業経費	20,583	19,085	△ 1,498	
うち民事法律扶助事業経費	19,654	17,822	△ 1,832	
その他事業経費	929	1,263	334	(注1)
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,751	7,120	368	
うち人件費	4,469	4,295	△ 174	(注2)
物件費	2,282	2,825	542	(注3)
受託経費	15,548	14,786	△ 762	(注4)
うち国選弁護士確保事業経費	12,789	12,165	△ 624	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,759	2,621	△ 138	
うち人件費	2,237	2,129	△ 108	(注2)
物件費	522	492	△ 30	
受託経費	1,801	1,665	△ 136	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,717	1,581	△ 136	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	84	84	-	
うち人件費	68	68	-	
物件費	16	16	-	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	44,683	43,735	△ 949	
前年度繰越金	-	351	351	(注5)
運営費交付金	15,542	15,542	-	
受託収入	17,349	16,451	△ 898	(注4)
補助金等収入	157	149	△ 9	(注6)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,563	11,141	△ 421	(注7)
事業外収入	73	101	28	(注8)
純利益	-	1,080	1,080	(注9)
目的積立金取崩	-	89	89	(注10)
総利益	-	1,169	1,169	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター関係経費の支出が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

受託経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注6)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注7)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

事業外収入の計画額と実績額の差は、講演謝金収入の実績額が多かったことなどによる。

(注9)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、以下(注11)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注10)

目的積立金取崩の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分89百万円である。

(注11)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成22事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	29,135	27,869	△ 1,266	
経常費用	29,135	27,869	△ 1,266	
事業経費	20,583	19,085	△ 1,498	
うち民事法律扶助事業経費	19,654	17,822	△ 1,832	
その他事業経費	929	1,263	334	(注1)
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,751	7,120	368	
うち人件費	4,469	4,295	△ 174	(注2)
物件費	2,282	2,825	542	(注3)
受託経費	1,801	1,665	△ 136	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,717	1,581	△ 136	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	84	84	-	
うち人件費	68	68	-	
物件費	16	16	-	
収益の部	29,135	28,949	△ 187	
前年度繰越金	-	351	351	(注4)
運営費交付金	15,542	15,542	-	
受託収入	1,801	1,665	△ 136	
補助金等収入	157	149	△ 9	(注5)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,563	11,141	△ 421	(注6)
事業外収入	73	101	28	(注7)
純利益	-	1,080	1,080	(注8)
目的積立金取崩	-	89	89	(注9)
総利益	-	1,169	1,169	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター関係経費の支出が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注5)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注6)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注7)

事業外収入の計画額と実績額の差は、講演謝金収入の実績額が多かったことなどによる。

(注8)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、以下(注10)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注9)

目的積立金取崩の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分89百万円である。

(注10)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成22事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,548	14,786	△ 762	
受託経費	15,548	14,786	△ 762	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	12,789	12,165	△ 624	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,759	2,621	△ 138	
うち人件費	2,237	2,129	△ 108	
物件費	522	492	△ 30	
収益の部	15,548	14,786	△ 762	
受託収入	15,548	14,786	△ 762	(注1)
純利益	-	-	-	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成22事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	44,683	42,655	△ 2,028	
経常費用	44,683	42,655	△ 2,028	
業務活動による支出	44,683	42,655	△ 2,028	(注1)
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	44,683	43,824	△ 860	
前年度繰越金	-	351	351	(注2)
業務活動による収入	44,683	43,384	△ 1,300	
運営費交付金による収入	15,542	15,542	-	
受託収入	17,349	16,451	△ 898	(注1)
その他の収入	11,793	11,391	△ 402	(注3)
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越	-	89	89	(注4)

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

前中期目標期間繰越積立金の取崩分89百万円である。

(注5)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成22事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	29,135	27,869	△ 1,266	
經常費用	29,135	27,869	△ 1,266	
業務活動による支出	29,135	27,869	△ 1,266	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	29,135	29,038	△ 98	
前年度繰越金	-	351	351	(注1)
業務活動による収入	29,135	28,597	△ 538	
運営費交付金による収入	15,542	15,542	-	
受託収入	1,801	1,665	△ 136	
その他の収入	11,793	11,391	△ 402	(注2)
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越	-	89	89	(注3)

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注2)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

前中期目標期間繰越積立金の取崩分89百万円である。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成22事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務勘定 (単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,548	14,786	△ 762	
経常費用	15,548	14,786	△ 762	
業務活動による支出	15,548	14,786	△ 762	(注1)
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
資金収入	15,548	14,786	△ 762	
業務活動による収入	15,548	14,786	△ 762	
受託収入	15,548	14,786	△ 762	(注1)
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成22年度日本司法支援センター契約状況表

第1表

総表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	44	22.4	1,198,048,155	57.1
うち一般競争入札	39	19.9	981,735,300	46.8
うち企画競争	5	2.6	216,312,855	10.3
競争性のない随意契約	152	77.6	901,007,130	42.9
事務所・宿舍の賃貸借契約	121	61.7	536,125,487	25.5
会計監査人契約	1	0.5	29,925,000	1.4
官報公告契約	1	0.5	3,796,848	0.2
他との互換性がない契約	25	12.8	250,080,595	11.9
その他の契約	4	2.0	81,079,200	3.9
合計	196	100.0	2,099,055,285	100.0

(参考)

平成21年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	41	21.9	407,178,844	32.0
うち一般競争入札	36	19.3	388,576,752	30.6
うち企画競争	5	2.7	18,602,092	1.5
競争性のない随意契約	146	78.1	863,502,628	68.0
事務所・宿舍の賃貸借契約	112	59.9	262,280,128	20.6
会計監査人契約	1	0.5	36,750,000	2.9
官報公告契約	1	0.5	3,594,888	0.3
他との互換性がない契約	31	16.6	558,987,612	44.0
その他の契約	1	0.5	1,890,000	0.1
合計	187	100.0	1,270,681,472	100.0

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	社会保険手続等委託契約	H22.4.1	3,495,660	入札	3,600,676	97.1%	東京都新宿区西新宿7-2-6 社会保険労務士法人開東社会保険労務事務所	1者入札
2	総合メンタルヘルスケア等体制構築プログラム(EAP)に関する業務委託契約一式	H22.4.1	1,554,000	入札	2,677,500	58.0%	東京都中央区八重洲2-2-1住友生命八重洲ビル4階 株式会社ピースマインド	
3	日本司法支援センター民事法律扶助に係る集金代行業務委託契約一式	H22.4.1	71,028,300	入札	78,655,500	90.3%	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	
4	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣委託契約一式	H22.4.1	26,497,125	入札	29,714,850	89.2%	東京都千代田区大手町1-7-2 株式会社ヒューマントラスト	1者入札
5	平成22年度戸籍附票及び住民票の写しの取得代行業務	H22.6.1	7,392,000	入札	9,240,000	80.0%	福岡県福岡市博多区上呉服町10-10 呉服町ビジネスセンタービル9階 株式会社シー・ヴィ・シー	
6	平成22年度定期広報誌印刷・発送業務	H22.6.4	8,573,040	入札	14,196,000	60.4%	熊本県熊本市八幡10-2-181 敷島印刷株式会社	
7	業務用パソコン端末(33台)購入	H22.6.17	4,614,750	入札	6,616,914	69.7%	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
8	デジタルカラー複合機4台保守付きリース	H22.6.21	6,342,240	入札	8,467,200	74.9%	東京都大田区中馬込1-3-6 株式会社リコー	5年契約
9	カードによる入退室管理及びPCログインシステムの供給及び構築、保守委託業務一式	H22.6.23	14,175,000	入札	20,229,533	70.1%	東京都港区港南2-18-1 株式会社日立システムアンドシステムズ	1者入札 5年契約
10	コールセンター事務所建築設備等工事一式	H22.6.25	14,490,000	入札	14,613,068	99.1%	仙台市若林区鶴代町1-20 株式会社東和商会	1者入札
11	仙台コールセンター事務所什器・備品等一式	H22.7.2	21,315,000	入札	24,419,467	87.3%	東京都国立市富士見台4-37-18 ミツモト商事株式会社	
12	日本司法支援センター次世代情報システム構築調達支援業務	H22.7.23	32,378,850	入札 総合評価 落札方式	36,932,874	87.7%	東京都港区芝浦3-2-16 田町イーストビル1004 株式会社イントリーグ	
13	日本司法支援センター本部事務所の什器購入及び移転作業一式	H22.7.28	19,887,000	入札	21,124,128	94.1%	東京都千代田区神田淡路町2-21-15 株式会社東洋ノーツ	
14	日本司法支援センター本部事務所改修及び増床工事一式	H22.7.30	14,700,000	入札	15,698,957	93.6%	東京都新宿区西新宿1-25-1 大成建設株式会社	1者入札

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
15	スタッフ弁護士事務所用パソコン端末等のリース契約	H22.8.9	5,625,900	入札	6,321,861	89.0%	東京都港区浜松町2-4-1 東京センチュリーリース株式会社	1者入札 5年契約
16	デジタルカラー複合機2台リース契約	H22.8.22	7,649,760	入札	24,341,880	31.4%	東京都大田区中馬込1-3-6 株式会社リコー	5年契約
17	複写式接見簿の印刷・発送業務	H22.9.30	2,583,000	入札	4,122,484	62.7%	東京都江戸川区臨海町5-2-2 株式会社アテナ	
18	一般乗用旅客自動車(ハイヤー)供給契約	H22.10.18	9,224,280	入札	9,224,280	100.0%	東京都中央区日本橋兜町1-13 先 日本交通株式会社	1者入札
19	青森法律事務所備品購入契約	H22.10.21	3,778,950	入札	4,158,365	90.8%	青森市第二問屋町3-3-24 株式会社金入	
20	青森法律事務所改修等工事	H22.10.22	2,992,500	入札	3,478,977	86.0%	青森市浪館前田1-12-28 株式会社山口建設	
21	弁護士賠償責任保険契約	H22.10.27	1,397,000	入札	1,645,850	84.8%	東京都新宿区西新宿1-26-1 株式会社損害保険ジャパン	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
22	新設地方事務所用複合機4台リース契約	H22.11.24	4,658,220	入札	6,389,280	69.4%	東京都大田区中馬込1-3-6 株式会社リコー	5年契約
23	雲仙地域事務所設備等工事一式	H22.12.9	5,512,500	入札	6,471,775	85.2%	長崎市田中町587-1 株式会社イシマル	
24	日本司法支援センターの認知状況等調査(電話調査方式)業務委託一式	H22.12.15	1,530,000	入札	1,650,000	92.7%	東京都渋谷区代々木2-6-5 株式会社もしもしホットライン	
25	東京法律事務所間仕切り設置事一式	H22.12.27	3,953,250	入札	7,742,277	51.1%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
26	Microsoft Officeソフト85ライセンス購入一式	H22.12.28	3,972,780	入札	4,289,250	92.6%	東京都大田区中馬込1-3-6 株式会社リコー	
27	東京法律事務所什器・備品一式	H23.1.12	9,880,000	入札	10,758,692	91.8%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
28	日本司法支援センター広報業務(テレビスポットCM)	H23.2.3	108,268,000	入札	109,849,125	98.6%	東京都港区東新橋1-8-1 株式会社電通	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
29	法テラス広報パンフレット等印刷業務	H23.2.16	3,080,000	入札	4,899,501	62.9%	熊本県熊本市八幡10-2-181 敷島印刷株式会社	
30	平成23年3月期消費税確定申告書作成並びに運営費交付金の使途特定の事前作業及び検証作業業務委託	H23.2.17	997,500	入札	2,498,028	39.9%	東京都中央区日本橋1-4-1 税理士法人平成会計社	
31	法律事務所用NAS購入等	H23.2.28	16,800,000	入札	16,985,850	98.9%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
32	法テラス広報グッズ製作	H23.2.28	5,775,000	入札	9,457,445	61.1%	大阪市中央区南本町2-6-12 株式会社CDG	
33	法テラスのテレビCM接触調査等(電話調査方式)業務委託	H23.2.28	1,806,000	入札	2,448,600	73.8%	東京都渋谷区代々木2-6-5 株式会社もしもしホットライン	
34	平成23年度職員採用試験事務業務	H23.3.3	3,707,550	入札	4,488,750	82.6%	東京都中央区日本橋4-1-5共同ビル2F 株式会社ワークス・ジャパン	
35	民生委員パンフレット発送業務委託	H23.3.4	714,210	入札	1,291,500	55.3%	東京都世田谷区宇奈根3-10-31 有限会社 東南流通	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
36	平成23年度法テラス広報業務委託	H23.3.9	119,017,500	入札 総合評価 落札方式	135,180,150	88.0%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
37	次世代インフラ構築に係る人事・給与・勤怠システム等の供給及び構築並びに保守業務	H23.3.25	123,923,145	入札	338,050,267	36.7%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	5年契約
38	次世代インフラ構築に係る財務・会計システム等の供給及び構築並びに保守業務	H23.3.25	67,273,290	入札	106,416,660	63.2%	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	5年契約
39	次世代インフラ構築に係るシンククライアントシステム等の供給及び構築並びに保守業務	H23.3.31	221,172,000	入札	672,057,330	33.0%	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 住商情報システム株式会社	5年契約

企画競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	広報誌「ほうてらす」デザイン制作業務委託契約	H22.5.13	5,174,400	企画競争	5,187,000	99.8%	本件は、法テラス広報誌の作成業務を委託するものであるが、同業務の手法には様々な方法があるため、細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	福島県福島市庄野字柿場1-1 株式会社日進堂印刷所	
2	日本司法支援センター広報業務委託	H22.9.2	129,000,000	企画競争	129,000,000	100.0%	本件は、法テラスコールセンターの受電件数、認知度を上昇させるための広報業務を委託するものであるが、広報の手法には様々な方法があるため、細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
3	平成22年度職員昇格試験の試験問題作成及び採点業務委託契約	H22.9.15	1,119,195	企画競争	1,119,195	100.0%	本件は、法テラスの職員の昇格試験の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 株式会社日本経営協会総合研究所	1者競争
4	日本司法支援センター次世代システム構築支援業務委託一式	H23.2.21	77,038,500	企画競争	77,100,000	99.9%	本件は、平成23年3月以降に実施する次世代システム構築の業務支援を行う事業者の選定をするものであるが、今回、選定される事業者には、法テラス及びシステム構築を受託した事業者を支援することで次世代インフラ構築が成功裏に完了するよう期待されるため、高い技術的サポート・構築スケジュール管理能力が求められることから、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広く企画を募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-10 トリンスクエアタワーX14階 ウルシステムズ株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
5	平成23年度職員採用試験問題作成及び採点業務	H23.3.17	3,980,760	企画競争	4,000,000	99.5%	本件は、法テラスの職員採用に当たり、筆記試験(一般教養試験問題及び小論文試験問題)の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区 港南2-12-27 イケダヤ品川 ビル3階 株式会社 ユーディー ジャパン	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター本部事務所賃貸借契約(借り増し)	H22.7.28	121,993,836	随意	121,993,836	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-2 株式会社大林組	
2	愛知・三河法律事務所賃貸借契約(借り増し)	H22.8.12	11,607,000	随意	11,607,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	名古屋市中区正木4-5-6 愛知県労働住宅生活協同組合	
3	静岡法律事務所賃貸借契約(移転)	H22.9.27	18,237,954	随意	18,237,954	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-4-1 日本土地建物株式会社	
4	京都法律事務所賃貸借契約(借り増し)	H22.9.30	2,049,834	随意	2,049,834	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府北区中之島3-2-4 株式会社朝日ビルディング	
5	青森法律事務所賃貸借契約(移転)	H22.10.20	11,165,166	随意	11,165,166	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社	
6	函館法律事務所賃貸借契約(借り増し)	H22.10.21	2,294,880	随意	2,294,880	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区大手町1-2-3 三井生命保険株式会社	
7	島根・西郷地域事務所賃貸借契約(新設)	H22.10.25	12,203,100	随意	12,203,100	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	広島市中区西十日市町10-15 株式会社NTTアセット・プランニング	
8	熊本法律事務所賃貸借契約(移転)	H22.11.30	13,337,988	随意	13,337,988	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	代理人 大阪府中央区北浜4-5-33 住友信託銀行株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
9	青森・むつ地域事務所建物及び駐車場賃貸借契約(新設)	H22.12.15	7,800,000	随意	7,800,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	青森県むつ市中央2-13-14 大湊興業株式会社	
10	東京法律事務所賃貸借契約(借り増し)	H22.12.28	53,672,400	随意	53,672,400	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区四谷1-4 楠木有限会社	
11	神奈川県地方事務所賃貸借契約(更新)	H23.2.4	57,527,040	随意	57,527,040	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	横浜市中区山下町2 株式会社産業貿易センター	
12	佐賀地方事務所賃貸借契約(借り増し)	H23.2.14	2,082,504	随意	2,082,504	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区日本橋2-11-2 太陽生命保険株式会社	
13	中津川地域事務所賃貸借契約(新設)	H23.2.21	12,918,000	随意	12,918,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
14	宮崎地方事務所に係る行政財産使用許可(更新)	H23.3.28	2,665,000	随意	2,665,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	宮崎県企業局	
15	京都地方事務所賃貸借契約(更新)	H23.3.31	4,304,640	随意	4,304,640	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪市北区中之島3-2-4 株式会社朝日ビルディング	
16	長野地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H22.4.1	2,083,400	随意	2,083,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	長野県長野市安茂里1924 あさひ村田有限会社	
17	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H22.4.1	2,271,920	随意	2,271,920	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
18	岡山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.4.1	2,010,775	随意	2,010,775	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	京都市下京区因幡堂町655番地株式会社ジェイ・エス・ビー	
19	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.4.3	2,290,100	随意	2,290,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
20	岡山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.5.1	2,236,850	随意	2,236,850	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	岡山市北区岩田町7-11株式会社共栄運送店	
21	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.5.1	1,584,950	随意	1,584,950	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建託株式会社	
22	仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H22.6.21	2,239,425	随意	2,239,425	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市青葉区本町1-11-2小田急不動産株式会社	
23	仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H22.6.26	2,298,150	随意	2,298,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	広島県広島市西区庚午北1-17-23株式会社マリモ	
24	仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H22.6.27	2,950,500	随意	2,950,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	仙台市青葉区本町1-10-12株式会社エム・アンド・エッチ	
25	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.6.27	2,298,150	随意	2,298,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
26	川越支部借上宿舎賃貸借契約	H22.7.26	1,511,280	随意	1,511,280	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
27	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.8.1	2,849,000	随意	2,849,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	新潟市西区善久823株式会社廣瀬	
28	浜松地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.8.2	2,434,500	随意	2,434,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
29	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.8.2	1,617,600	随意	1,617,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
30	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.8.2	1,617,600	随意	1,617,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
31	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.8.2	1,755,600	随意	1,755,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
32	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.8.3	1,600,800	随意	1,600,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
33	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.8.24	1,183,200	随意	1,183,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
34	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.8.24	2,304,000	随意	2,304,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
35	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.8.26	1,045,200	随意	1,045,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
36	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.8.27	1,667,160	随意	1,667,160	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
37	仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H22.8.29	2,263,475	随意	2,263,475	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町18 株式会社ジェイ・トラスト	
38	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.8.30	1,563,000	随意	1,563,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
39	香川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.9.1	2,066,350	随意	2,066,350	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	香川県丸亀市飯山町東坂元179-27 ホワイトサービス株式会社	
40	仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H22.9.1	2,298,000	随意	2,298,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区元赤坂1-5-5 エイブル保証株式会社	
41	仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H22.9.1	2,211,900	随意	2,211,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-25-5 株式会社大京リアルド	
42	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.9.25	2,454,000	随意	2,454,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
43	仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H22.9.30	2,342,475	随意	2,342,475	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市若林区六丁の目北町7-23 有限会社法華商事	
44	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.10.26	1,335,600	随意	1,335,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
45	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.11.13	3,468,900	随意	3,468,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
46	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.11.26	2,117,775	随意	2,117,775	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
47	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.1	2,002,950	随意	2,002,950	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県黒川郡富谷町日吉台2-28-18 合同会社LOR	
48	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.7	2,040,000	随意	2,040,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県静岡市駿河区馬淵3-1-25 有限会社ウィー・ロック	
49	可児地域事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.7	1,773,100	随意	1,773,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	岐阜県各務原市鵜沼西町3-236 積和不動産株式会社	
50	函館地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.13	1,974,650	随意	1,974,650	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
51	島根地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.13	2,201,425	随意	2,201,425	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	島根県浜田市三隅町下古和1000-6 河野建設株式会社	
52	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.16	1,180,800	随意	1,180,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
53	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.18	1,213,200	随意	1,213,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
54	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.18	3,747,450	随意	3,747,450	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-25-5株式会社大京リアルド	
55	東京地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.18	1,696,800	随意	1,696,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
56	東京地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.18	1,575,600	随意	1,575,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
57	長野地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.18	3,205,500	随意	3,205,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	長野県長野市栗田1009-2有限会社エフオート	
58	高知地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.19	2,339,450	随意	2,339,450	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	高知県高知市本町2-1-1株式会社穴吹コミュニティ	
59	島根地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,608,000	随意	1,608,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	島根県松江市菅田町142サクセス企画株式会社	
60	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,213,680	随意	1,213,680	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
61	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,471,080	随意	1,471,080	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
62	東京地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,864,800	随意	1,864,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
63	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,012,080	随意	1,012,080	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
64	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,222,800	随意	1,222,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
65	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,891,400	随意	1,891,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	沖縄県那覇市樋川2-1-37 有限会社なかもと	
66	福島地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	2,705,000	随意	2,705,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
67	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,064,400	随意	1,064,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
68	東京地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,716,000	随意	1,716,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
69	東京地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.20	1,749,600	随意	1,749,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
70	仙台コーポレーション借上宿舎賃貸借	H22.12.21	2,528,725	随意	2,528,725	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市青葉区本町2-4-6 三井不動産販売東北株式会社	
71	青森地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.21	2,273,000	随意	2,273,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
72	本部借上宿舎賃貸借	H22.12.22	1,533,600	随意	1,533,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
73	東京地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.22	1,641,600	随意	1,641,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
74	京都地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.22	2,283,600	随意	2,283,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
75	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.22	1,480,800	随意	1,480,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
76	東京地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.22	1,216,920	随意	1,216,920	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
77	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.22	1,584,950	随意	1,584,950	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
78	可児地域事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.23	1,855,650	随意	1,855,650	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
79	福島地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.23	2,086,500	随意	2,086,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
80	徳島地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.24	2,640,000	随意	2,640,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
81	福島地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.24	2,292,000	随意	2,292,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
82	香川地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.24	2,473,050	随意	2,473,050	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	香川県高松市紺屋町3-6 穴吹ハウジングサービス	
83	岡山地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.24	2,344,050	随意	2,344,050	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
84	三重地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.25	2,088,000	随意	2,088,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
85	下田地域事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.25	2,215,650	随意	2,215,650	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都目黒区東山2-10-8 滝野川自動車株式会社	
86	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.25	1,758,250	随意	1,758,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
87	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.25	2,160,000	随意	2,160,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
88	高知地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.25	2,064,550	随意	2,064,550	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
89	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.25	2,101,500	随意	2,101,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県岡崎市久後崎町字鳩部屋1-1 サンアーバン株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
90	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.26	2,103,750	随意	2,103,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県静岡市葵区鷹匠3-22-7 有限会社I・Kプランニング	
91	宮古地域事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.26	1,536,000	随意	1,536,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
92	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.27	1,516,750	随意	1,516,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	滋賀県彦根市旭町9-6 株式会社マキシムユニオン	
93	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.27	2,199,900	随意	2,199,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	岩手県盛岡市みたけ5-15-12 有限会社大弘産業	
94	山口地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.27	2,749,650	随意	2,749,650	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	山口県山口市駅通り2-1-19 有限会社藤井判四郎商店	
95	青森地域事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.27	1,887,400	随意	1,887,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市泉区八乙女1-5-11 ダイワリビング株式会社 仙台支店	
96	魚津地域事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.27	2,033,500	随意	2,033,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	富山県黒部市新町1番地 桜井建設株式会社	
97	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借	H22.12.30	2,997,000	随意	2,997,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	長崎県長崎市古川町6-34 プラスドゥカネガエ株式会社	
98	函館地方事務所借上宿舎賃貸借	H23.1.1	1,641,150	随意	1,641,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	北海道函館市海岸町10-27 千代幸不動産株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
99	西郷地域事務所借上宿舎賃貸借	H23.1.1	1,923,000	随意	1,923,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
100	五島地域事務所借上宿舎賃貸借	H23.1.1	1,600,000	随意	1,600,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
101	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借	H23.1.4	1,716,150	随意	1,716,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2-1-33 東建ビル管理株式会社	
102	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借	H23.1.7	1,758,250	随意	1,758,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
103	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.18	1,958,050	随意	1,958,050	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
104	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借	H23.3.20	3,050,250	随意	3,050,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	盛岡市中央通2-8-10 みかみ不動産	
105	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.22	1,238,400	随意	1,238,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
106	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.22	1,743,240	随意	1,743,240	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
107	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借	H23.3.23	1,014,540	随意	1,014,540	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
108	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.3.24	1,175,520	随意	1,175,520	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
109	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,450,800	随意	1,450,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
110	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,209,120	随意	1,209,120	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
111	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,324,320	随意	1,324,320	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
112	徳島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,705,000	随意	1,705,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
113	山梨地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,352,500	随意	1,352,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない。	
114	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,659,600	随意	1,659,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
115	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,711,200	随意	1,711,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
116	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,357,920	随意	1,357,920	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
117	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	2,121,600	随意	2,121,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
118	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,461,600	随意	1,461,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
119	徳島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.25	1,187,700	随意	1,187,700	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島市明神町6-8 有限会社コムフオートブル松ノ内	
120	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.28	1,488,170	随意	1,488,170	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
121	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.3.29	1,330,320	随意	1,330,320	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
122	平成22年事業年度監査契約	H22.9.16	29,925,000	随意	29,925,000	100.0%	法務大臣の選任によるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久町1-2 有限責任あずさ監査法人	候補者名簿の作成に当たり、公募を実施
123	平成21事業年度日本司法支援センター財務諸表官報公告	H22.10.28	3,796,848	随意	3,796,848	100.0%	官報掲載の代理店が国立印刷局の指定となっており、競争性がない。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官報販売所	
124	日本司法支援センターコールセンター事務所建築設備等工事一式(B工事)	H22.6.14	5,113,500	随意	5,173,373	98.8%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	仙台市青葉区上杉1-6-11 株式会社大林組仙台工事事務所	
125	日本司法支援センター本部事務所建築設備等工事一式	H22.7.30	9,975,000	随意	10,008,484	99.6%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿1-25-1 大成建設株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
126	阪神法律事務所建築設備等工事	H22.9.7	4,042,500	随意	4,072,740	99.2%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪市中央区釣鐘町2-4-7 西松建設株式会社関西支店	
127	西郷地域事務所整備工事一式	H22.11.5	3,003,000	随意	3,007,341	99.9%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル9階 株式会社NTTファシリティーズ	
128	東京法律事務所建築設備工事一式	H22.12.14	2,887,500	随意	3,175,510	90.9%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区四谷1-4 株式会社小川建設	
129	財務会計システム「GLOVIA」による運用処理支援及び決算作業支援等委託契約	H22.4.19	3,783,780	随意	3,887,268	97.3%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	港区東新橋1丁目5-2 富士通株式会社	
130	仙台コールセンター設置に伴う情報提供業務システム追加機能の設定業務	H22.7.15	4,266,360	随意	4,266,360	100.0%	当システムの開発は富士通ビジネスシステム株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通ビジネスシステム	
131	仙台コールセンター設置に伴うCTI連携システム構築業務	H22.7.15	14,172,900	随意	14,250,600	99.4%	IP-PBX導入業者である富士通ビジネスシステム株式会社以外では本件連携業務を実施できないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通ビジネスシステム	
132	日本司法支援センター本部事務所LAN配線工事	H22.7.30	2,463,888	随意	2,908,739	84.7%	本部のLAN配線等のシステムを熟知した者が契約の相手方以外に存在せず、同者と契約するほかなかったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通ビジネスシステム	
133	民事法律扶助システムに係るデータ集計プログラム作成及び支援業務契約	H22.8.12	1,455,300	随意	1,455,300	100.0%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1丁目5-2 富士通株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
134	日本司法支援センター次世代情報システム構築調達支援業務に係る変更契約	H22.10.29	17,388,000	随意	17,388,000	100.0%	原契約である次世代システム構築調達支援業務と一体不可分であるため、本件業務を行い得るのは同社以外に存在しない。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-10トリトンスクエアタワーX14階ウルシウテムズ株式会社	
135	日本司法支援センター情報システム運用保守・データセンター移設作業業務委託に係る変更契約	H22.11.30	6,974,100	随意	6,974,100	100.0%	設置機器の増加に伴うインターネットデータセンターにおける運用保守契約の増額であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 住商情報システム株式会社	契約変更前金額 79,971,150円 契約変更後金額 86,945,250円
136	仙台コールセンター稼働に伴う情報提供等システムに係るアプリケーション保守契約	H22.11.30	5,733,000	随意	5,733,000	100.0%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
137	情報提供システムCRM連携に係る法テラスWebサイト改修作業	H22.12.14	1,228,920	随意	1,228,920	100.0%	当システムの開発・保守は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
138	業務管理システム改善提案に関わる作業契約	H22.12.20	9,896,145	随意	10,154,760	97.5%	当システムの開発・保守は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
139	財務会計システムによる運用処理及び決算作業支援等委託契約	H23.2.25	5,428,500	随意	5,530,140	98.2%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
140	日本司法支援センター情報システム運用保守・データセンター移設作業業務委託に係る変更契約	H23.2.28	3,895,500	随意	3,895,500	100.0%	設置機器の増加に伴うインターネットデータセンターにおける運用保守契約の増額であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 住商情報システム株式会社	契約変更前金額 87,134,250円 契約変更後金額 91,029,750円

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
141	仙台コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守契約	H23.3.31	41,551,020	随意	45,140,760	92.0%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
142	情報提供等システムに係るアプリケーション保守	H23.3.31	32,598,720	随意	34,298,880	95.0%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
143	法テラスリスティング広告業務委託	H23.2.28	8,400,000	随意	8,400,000	100.0%	相手方以外に本件業務を行うことができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
144	判例秘書DVD年間賃貸借契約	H22.4.1	25,187,400	随意	25,187,400	100.0%	本製品は契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売していないため、同社の提供する価格以外では、賃借を受けることは不可能であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
145	インターネットデータセンター賃貸借契約の変更契約	H22.4.1	5,065,200	随意	5,065,200	100.0%	設置機器の増加に伴う原契約の変更契約であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 住商情報システム株式会社	契約変更前金額 72,240,000円 契約変更後金額 77,305,200円 増額 5,065,200円
146	インターネットデータセンター賃貸借契約の変更契約	H22.6.1	5,594,400	随意	5,594,400	100.0%	設置機器の増加に伴う原契約の変更契約であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 住商情報システム株式会社	契約変更前金額 77,305,200円 契約変更後金額 82,899,600円 差額 5,594,400円
147	インターネットデータセンター賃貸借契約の変更契約	H22.7.1	2,835,000	随意	2,835,000	100.0%	設置機器の増加に伴う原契約の変更契約であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 住商情報システム株式会社	契約変更前金額 82,899,600円 契約変更後金額 85,734,600円 差額 2,835,000円

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
148	日本司法支援センター情報提供業務等におけるコールセンター運営業務に関する委託契約の変更契約	H22.9.10	27,140,962	随意	27,140,962	100.0%	受付件数増加に伴う原契約の変更契約であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティアクセンチュア株式会社	契約変更前金額 1,025,699,388円 契約変更後金額 1,052,840,350円
149	日本司法支援センター次世代情報システム構築調達支援業務	H22.8.31	36,750,000	随意	36,932,874	99.5%	契約解除に伴い緊急に調達する必要があり、競争入札を行う時間がなかったため。	会計規程第18条第1項第2号	東京都中央区晴海1-8-10トリノスクエアタワーX14階ウルシステムズ株式会社	
150	日本司法支援センター情報提供業務等におけるコールセンター運営業務に関する委託契約の変更契約	H23.3.16	2,583,000	随意	2,583,000	100.0%	本件に対応可能なオペレーターの確保を実行でき、緊急に体制を整えることができるのは、同社のみであったため。	会計規程第18条第1項第1、2号	東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティアクセンチュア株式会社	契約変更前金額 1,052,840,350円 契約変更後金額 1,055,423,350円
151	中野坂上コールセンター構築作業	H23.3.22	2,146,200	随意	2,146,200	100.0%	電話基盤システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。至急に体制整備を図ることができる者は同社のみであったため。	会計規程第18条第1項第1、2号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル株式会社富士通マーケティング	
152	スタッフ弁護士用端末及びモバイル端末リース契約	H22.11.17	39,600,000	随意	39,711,000	99.7%	競争に付しても予定価格を下回る入札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都港区浜松町2-4-1東京センチュリーリース株式会社	一者入札

「平成22年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）におけるすべての契約のうち、いわゆる少額随契（※注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

注）いわゆる少額随契が可能な金額については、国におけるそれと同じである。

(1) 「競争性のある契約」について

件数が44件で契約全体の22.4%、金額が約11億9,800万円で全体の57.1%であり、平成21年度に比べ、件数において全体に占める比率は横ばいであるが、金額において高くなっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について

件数が152件で全体の77.6%、金額が約9億100万円で全体の42.9%と、平成21年度に比べ、件数において全体に占める比率は横ばいであるが、金額において低くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、主に、常勤弁護士・職員の採用・配置に伴う事務所の増床による賃貸借契約件数の増加や職員宿舍借上げ数の増加による賃貸借契約件数が121件と多数に上り、全体（196件）の61.7%を占めていることによる。

こうした土地・建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民に利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の等級に応じて専有面積に制限を設

けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

それぞれ1件で全体の約1%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、その件数が25件で全体の12.8%、金額にして約2億5,000万円で全体の11.9%、「その他の契約」については、件数が4件で全体の2%、金額にして約8,100万円で全体の3.9%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした各理由は下記のとおりである。

① 第3表「随意契約一覧表」No.124～128の「建築設備等工事」

これらは、事務室の改修等の工事契約であり、建物及び設備の維持管理上の必要性から契約の相手方となるべき者が当該事務所の賃貸人から指定されているものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表No.129～142の「システムの開発、保守及びデータの更新作業等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムを開発した会社以外の者を相手方となしえないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表No.143の「リスティング広告業務委託」

このリスティング広告については、広告主が複数社に委託して、同一キーワードによる同一内容の広告をすることができないことから、平成22年度において広報（リスティング広告を含む）を委託している契約の相手方以外の者が取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表No.144の「判例検索ソフト賃貸借」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約であり、本ソフトは製造元のほか同社

の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであって、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑤ 同表No.145～147の「インターネットデータセンター賃貸借契約の変更」

平成21年3月からインターネットデータセンターにおいて、情報システム機器類を管理運用しているところ、平成22年度において、機器を増加したことに伴い、当該機器類を設置するスペースの増加等の必要性があったことから、賃貸借費用が増加するとして増額変更を行ったものであり、原契約の一部変更のため、原契約の相手方との随意契約となったものである。

⑥ 同表No. 148の「コールセンター運営業務に関する委託費の増額」

平成21年4月からコールセンター運営業務を委託しているところ、平成22年度において、年間想定受付件数の増加に伴い、委託費用が増加するとして増額変更を行ったものであり、原契約の一部変更のため、原契約の相手方との随意契約となったものである。

⑦ 同表No.149の「次世代情報システム構築調達支援業務」

本件業務については、先に総合評価落札方式による一般競争入札を実施し、別会社が落札・契約締結を行ったものの（契約一覧表第2表の1 No.12）、契約解除となった案件である。本契約は、その解除後に緊急の随意契約を行ったものである。これは、現在支援センターの保有する情報提供システム等の調達がリース契約であるため、リース期限までに次世代の情報システムへの切替を完了しなければならず、このリース期限までに必要な作業を終えるためには、直ちに支援業者と契約をし、作業を進める必要があったことから、再度公告・入札等を行う期間的余裕がなく、そのため随意契約とならざるを得なかったものである。

⑧ 同表No.150～151の「中野坂上コールセンター構築及び運営業務委託」

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台コールセンターが被害を受け、同年4月1日から予定されていた同コールセンターの稼働が困難となり、支援センター本部内において、緊急にコールセンターを設置する必要があったことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑨ 同表No.152の「スタッフ弁護士用端末及びモバイル端末リース契約」

これは、調達に当たって一般競争入札に付したものの、入札に際して、予定価格を下回る入札者がいなかったことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

3 一般競争入札等における1者応札の改善について

平成21年度において、一般競争入札等41件中1者応札は8件であったものの、平成22年度においては45件中9件となっている。各入札の応札条件は、いずれも各調達案件の特性に応じて適切に設定しており、入札参加の範囲を不当に狭めるような条件設定はしていない。

1者応札となった原因が、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられることから、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して、積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることの周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。

また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札者等の各種様式も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できるような措置を講じている。

なお、平成22年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表した。

4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第25条の規定に基づき、いわゆる少額随契を除く随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度分について、公表事項として、上記に加え予定価格及び落札率を追加することとし、ホームページに公表した。

なお、その際、随意契約に加え、競争入札分についても同様に公表し、平成22年度分からは、毎月公表している。

5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるとしている。

なお、平成22年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

※ 会計規程（平成18年規程第1号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第14条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を

受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約
7年以内

(3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関して、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。具体的には、契約が随意契約が可能か否かの判断については、財務課の担当者においてまず、少額随意契約によることが可能であるものは随意契約とするが、そうでないものについては、まずは一般競争入札に付することを前提とする。そして、担当者が、一般競争入札に付すか随意契約とするかを判断し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じ総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。

※ 財務課長の権限は予定価格が50万円未満の契約である。そして、50万円以上300万円未満のものは部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。

